

会議録
令和元年第3回更別村議会定例会
第2日（令和元年9月12日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 認定第 1 号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件
第 3 認定第 2 号 平成30年度更別村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
第 4 認定第 3 号 平成30年度更別村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 5 認定第 4 号 平成30年度更別村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 6 認定第 5 号 平成30年度更別村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件
第 7 認定第 6 号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

◎出席議員（8名）

議長 8 番	高 木 修 一	副議長 7 番	織 田 忠 司
1 番	遠 藤 久 雄	2 番	上 田 幸 彦
3 番	小 谷 文 子	4 番	松 橋 昌 和
5 番	太 田 綱 基	6 番	安 村 敏 博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村 長	西 山 猛	副 村 長	西 海 健
教 育 長	荻 原 正	農業委員会長	道 見 克 浩
代表監査委員	笠 原 幸 宏	会計管理者	小野寺 達 弥
総 務 課 長	末 田 晃 啓	総務課参事	女ヶ澤 廣 美
企画政策課長	佐 藤 敬 貴	産 業 課 長	本 内 秀 明
住民生活課長	佐 藤 成 芳	建設水道課長	新 関 保
保健福祉課長	安 部 昭 彦	子育て応援課 課 長	宮 永 博 和
診療所事務長	酒 井 智 寛	教育委員会 教 育 次 長	川 上 祐 明
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 林 浩 二		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 高橋 祐二
書記 加藤 廣衛

書 記 高瀬 大輔

(午前 10 時 00 分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は 8 名であります。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第 1 会議録署名議員指名の件

- 議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において 2 番、上田さん、3 番、小谷さんを指名いたします。
それでは、会議を始めます。

◎日程第 2 認定第 1 号ないし日程第 7 認定第 6 号

- 議長 長 この際、関連がありますので、日程第 2、認定第 1 号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第 7、認定第 6 号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件を一括議題といたします。

お諮りいたします。認定第 1 号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、本会議での質疑を 3 回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長 長 異議なしと認めます。
したがって、認定第 1 号 平成30年度更別村一般会計歳入歳出決算認定の件から認定第 6 号 平成30年度更別村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件までの 6 件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

10日に引き続き審議を続けます。

ここで10日の会議において保留となっておりました織田議員の質疑、老人保健福祉センター利用状況に対する答弁について、安部保健福祉課長より発言を求められましたので、これを許します。

安部保健福祉課長。

- 保健福祉課長 前回の議会のときにおきまして老人保健福祉センターの利用状況ということでご質問を受けました。

それで、もう一度資料を精査したところ、1 件310人分の集計が漏れておりましたので、今般老人保健福祉センター利用状況について正誤表を配らせていただいております。正しくは、全館使用の利用日数が13日、利用件数が13件、利用人数が364名となることとなります。この人数の内訳は、クローバーによるドーナツ販売が10回で30名、ふまねっと運動教

室で1回9名、あめ細工教室ということで昨年初めて開かれました教室で1回で15名、あと社会福祉協議会のふれあい広場で1回310名ということの内訳となっております。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。

織田議員、よろしいでしょうか。

○7番織田議員 はい。

○議長 長 この件は終了しました。

それでは、75ページ、款4衛生費に入ります。

補足説明を求めます。

佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、衛生費について補足説明をいたします。

項1保健衛生費、予算額2億631万1,536円、支出済額1億9,369万7,416円、不用額は1,261万4,120円の決算でございます。

目1保健衛生総務費は、支出済額1,092万5,498円、不用額は112万1,502円です。備考欄(1)、乳幼児医療費給付費は、零歳児から小学校入学前の幼児に対する医療扶助で、北海道医療給付事業の補助分に村独自に一部負担金を全額給付するよう上乗せし、1,934件分を支出いたしました。不用額は94万7,569円となっております。また、前年度と比較し120万9,505円減少しておりますが、入院件数の減少が主な要因でございます。(2)、医療施設等運営補助金は、救急医療啓発事業負担金と帯広厚生病院の運営補助金で、救急救命センター、周産期医療、小児救急、小児医療の赤字補填分の支出で、不用額はございません。(3)、未熟児養育医療事業は、未熟児が指定養育医療機関に入院し、養育医療を受ける場合の自己負担分を国が2分の1、道、村が4分の1を負担し、全額支払うものでございます。平成30年度は、1件60万8,157円を支出し、不用額は11万2,843円で、主なものは節20扶助費で養育医療扶助費の執行残でございます。(4)、医療施設整備等更新助成事業は、南十勝で唯一人工透析を行っている大樹町の医療法人社団慈弘会森クリニックの人工透析設備更新に係る費用を南十勝の5町村で助成するものでございます。入札の結果、工事の金額の減により不用額が6万1,000円発生しております。

目2予防費は、支出済額1,414万3,974円、不用額30万7,134円の決算です。備考欄(1)、感染症予防対策事業は、エキノコックス症、結核の検診の委託料が主な経費で、不用額は7万1,845円でございます。(2)、予防接種事業経費は、村民のインフルエンザ予防接種委託料及び村外で接種した場合の助成金及び高齢者肺炎球菌予防接種委託料の経費で、不用額は9万9,576円となっております。(3)、子ども予防接種事業経費は、乳幼児の定期予防接種のほか、ロタウイルス、おたふく風邪のワクチン接種の経費で、不用額は13万5,713円でございます。接種委託料の執行残が主なものです。

目3環境衛生費は、支出済額2,592万4,120円、不用額24万6,416円の決算です。備考欄(1)、狂犬病予防・畜犬登録及び野犬対策業務経費は、野犬掃討消耗品、狂犬病予防消耗品、狂

犬病予防注射委託料の経費で、不用額は3万9,213円となっております。

77、78ページをお開き願います。(2)、環境衛生対策経費は、環境美化推進協議会助成金が主な経費で、不用額は3万3,487円となっております。(3)、火葬場維持管理経費は、燃料費、光熱水費、保守管理、清掃業務、火葬及び管理業務の各委託料が主な経費で、不用額は12万7,850円となっております。不用額の主なものは、節11需用費の光熱水費と修繕費、節19負担金補助及び交付金の村外火葬施設使用料及び霊柩車運行費助成金が執行残の主なものでございます。昨年と比較して50万4,110円増額しておりますが、負担金補助及び交付金が主なものでございます。(4)、墓地維持管理経費は、清掃業務委託料が主な経費で、不用額は1,460円となっております。(5)、リサイクルセンター維持管理経費は、燃料費、光熱水費、資源物リサイクル業務、資源物運搬処分委託料、施設管理用備品購入費が主な経費で、不用額は2万9,826円でございます。(6)、火葬場整備事業は、火葬炉主燃焼炉セラミック部分張りかえ及び給油ポンプ圧力計交換業務と火葬炉の修理工事を行ったもので、不用額は5,200円となっております。昨年度と比較して466万3,440円増額しておりますが、工事請負費が主なものでございます。(7)、污水处理施設共同整備事業は、十勝圏複合事務組合で進めております污水等受け入れ施設建設事業の負担金として支出したもので、不用額は8,380円となっております。

目4診療所費は、支出済額1億2,097万69円、不用額913万6,931円の決算です。備考欄(1)、歯科診療所維持管理経費は、修繕費、災害保険料、消防設備及び自動ドア保守点検委託料などではありますが、前歯科医師が8月に村営住宅に転居したことにより、工事終了後の医師住宅分の光熱水費や電話料、診療引き継ぎのため1カ月休診したことによる燃料費が発生したことにより、昨年度より26万2,846円増額しております。不用額は3,082円となっております。

79、80ページをお開き願います。(2)、歯科診療所改修事業は、指定管理導入に伴う歯科診療所の内部の改修工事と3月までの工事と3月に待合室、トイレの暖房追加等を実施し、2,587万6,260円の支出となっております。(3)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、公債費分、一般病床分、救急病床分、運営補填分を計上し、不用額は880万2,508円です。一般病床分で571万9,000円、救急病床分で178万3,000円、運営補填分で130万円の執行残が発生しております。(4)、歯科診療所医療機器購入事業は、指定管理に伴う訪問歯科診療に必要なポータブルレントゲンなどの各種機器や会議室プロジェクター用の備品を購入したもので、33万1,341円の執行残となっております。

目5保健推進費は、支出済額2,173万3,755円、不用額180万2,137円です。備考欄(1)、母子保健事業経費は、母子保健指導、乳幼児健康診査の謝礼、母子保健事業の委託料、特定不妊治療助成金、妊婦一般健康診査助成金、妊婦安心出産支援事業助成金が主な経費で、不用額は61万2,152円で、節13委託料の母子保健事業委託料、節19負担金補助及び交付金の特定不妊治療費助成金の執行残が主なものでございます。(2)、母子保健指導活動事務経費は、指導活動の事務費で臨時保健師の賃金及び旅費、消耗品が主な経費で、不用額は2

万982円でございます。(3)、子育て世代包括支援センター運営事業費は、子育て支援業務助産師賃金、発達支援相談員賃金、管理用備品購入費が主な経費で、2,440円の執行残となっております。(4)、健康増進事業は、本村住民の健康増進に係る経費で、総合健診、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導の委託料が主な経費で、不用額は90万5,237円でございます。

81、82ページをお開き願います。(5)、保健指導活動事務経費は、部分休業を取得している保健師の不足時間分を勤務していただく保健師の賃金、病気休暇を取得していた代替管理栄養士の賃金、十勝圏複合事務組合の運営する帯広高等看護学院の負担金が主な経費で、不用額は14万8,341円でございます。(6)、がん検診の総合支援事業は、節目の年で乳がんは41歳になる年度、子宮頸がんは21歳になる年度の方が無料の対象で、それ以外の方は自己負担ありで受診できます。無料対象者に対し、文書、電話で受診勧奨を行っておりますが、特に子宮頸がんの受診率が上がらず、11万2,975円の不用額となっております。

項2清掃費、予算現額2,041万1,000円、支出済額2,036万1,796円、不用額4万9,204円の決算でございます。

目1し尿・塵芥処理費は、同額です。備考欄(1)、廃棄物収集運搬処理経費は、一般家庭ごみ、大型ごみなどの巡回収集等に係る経費で、不用額は4万9,204円でございます。昨年度と比較して205万9,494円増額しておりますが、節13委託料の塵芥収集運搬業務委託料で燃料費、人件費の単価増によるものが主なものでございます。

項3上水道費は、予算現額753万1,000円、支出済額753万355円、不用額665円でございます。

目1簡易水道費は同額です。備考欄(1)、簡易水道事業特別会計繰出金は、基準繰り出し分と財源補填分の繰出金です。

項4下水道費は、予算現額9,200万8,000円、支出済額9,174万7,540円、不用額26万460円の決算でございます。

目1下水道費は同額です。備考欄(1)、公共下水道事業特別会計繰出金は基準繰り出した分として繰り出しし、(2)、公共下水道事業特別会計出資金は財源補填分として出資するもので26万円の執行残となっております。

項5衛生諸費は、予算現額1,665万8,464円、支出済額1,662万7,000円、不用額3万1,460円の決算です。

目1複合事務組合費も同額でございます。備考欄(1)、十勝圏複合事務組合負担金、運営分は、くりりんセンターなどの運営負担分です。

83、84ページをお開き願います。(2)、十勝圏複合事務組合負担金、建設分は、くりりんセンターほかの施設整備の分担金で、不用額はございません。

以上で衛生費の補足説明を終わらせていただきます。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 次に、83ページ、款5労働費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、労働費について補足説明させていただきます。

83ページ、84ページをごらんください。款5労働費、項1労働費、目1労働諸費、予算現額714万9,000円、支出済額692万8,506円、不用額は22万494円となっています。備考欄(1)、雇用対策事業は、地元雇用促進事業助成金が主なもので、不用額は20万円となっております。事業の実績としましては、29年度からの継続助成を含めまして10事業者から15件の申請があり、合計で87カ月分、606万2,000円となっております。なお、30年度の新規雇用につきましては8件で、内訳は転入者7件、地元1件でございます。(2)、無料職業紹介事業は、30年度からの新規開設に係る費用、開設費用等が主なものでございます。不用額は4,988円となっております。(4)、勤労者会館維持管理経費は、勤労者会館の維持管理経費が主なものでございます。不用額は1万1,389円となっております。勤労者会館の利用状況につきましては各会計決算資料8ページに記載がありますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で労働費の補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 備考欄のところの(2)、無料職業紹介事業とあるのですが、この利用状況といいますか、そういったところを教えてくださいと思いますが、お願いいたします。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 無料職業紹介事業の実績ということでございますけれども、30年度から事業を行ってございまして、30年度の求人登録につきましては8事業所から延べ15件の求人登録を行ってございます。これに対しまして、求職者のほうの申し出でございしますが、こちらは1件の求職登録がございまして、こちらの1件につきましては先ほどの15件へ紹介をさせていただきまして、1件採用というような形になってございます。

以上です。

○議長 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、83ページ、款6農林水産業費に入ります。

補足説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、農林水産業費について補足説明をさせていただきます。

引き続き83、84ページをごらんください。款6農林水産業費、項1農業費、前年度からの繰越額7,547万4,000円を含む予算現額は10億6,691万1,000円、支出済額は6億626万6,069円、翌年度への繰越額は4億2,015万4,000円、不用額は4,049万931円となっております。

目1農業委員会費、予算現額2,497万1,000円、支出済額2,489万2,130円、不用額は7万8,870円となっております。主な事業の中身につきましては、農業委員会の運営に要する経費となっております。

85ページ、86ページをお開きください。目2農業振興費、前年度からの繰越額7,547万4,000円を含む予算現額は8億2,742万9,000円、支出済額3億7,710万1,671円、翌年度繰越額4億2,015万4,000円、不用額は3,017万3,329円となっております。備考欄(2)、農業政策推進事業経費は、更別村農業経営生産対策推進会議及び更別村農業担い手育成センターへの運営助成金が主なもので、不用額は1万8,381円となっております。(3)、農業振興補助金等(臨時分)の主なものは、土づくり事業助成金で571万9,000円、年度途中に追加補正をいたしました経営体育成支援事業助成金が300万円、同じく畑作構造転換事業助成金が1億5,350万6,000円、ジャガイモシストセンチュウ対策事業助成金として1,000万円、こちらが主なものとなっております。当該年度追加補正をいたしました産地パワーアップ事業助成金4億2,015万4,000円につきましては、全額を翌年度に繰り越しをしているところでございます。なお、前年度からの繰り越しに係る産地パワーアップ事業助成金につきましては、事業主体における入札の結果、繰越額7,547万4,000円に対し4,537万4,000円の執行となり、3億10万円の執行残となっております。なお、繰り越し予算額につきましては、補正ができないことから全額不用額として決算しております。(4)、環境保全型農業直接支援事業は、減農薬などの環境に配慮した取り組みを行った更別村、中札内村、帯広市の取り組み団体に対し取り組み面積に応じて交付金を交付したもので、不用額はございません。(5)、多面的機能支払交付金事業は、農村環境保全等に係る取り組みを行う村内の3団体に対対象農用地面積に応じて交付金を交付したもので、不用額は2,827円となっております。

87ページ、88ページをお開きください。目3農地費、予算現額1億5,414万2,000円、支出済額1億4,518万4,792円、不用額は895万7,208円となっております。備考欄(1)、道営事業負担金は、更別第2地区の負担金で4,434万363円、更別第3地区の負担金で3,148万8,801円を支出したもので、不用額は782万1,836円となっております。年度末に事業費確定後の負担金精算がございまして、774万2,618円の戻入があったことから、不用額が大きくなっております。なお、道営事業の詳細につきましては各会計決算資料の6ページに記載がございますので、ご参照願います。(2)、かんがい排水事業経費は、札内川地区かんがい排水施設維持管理協議会負担金で、不用額はございません。(3)、明渠排水業務経費は、南11線東12号明渠排水路工事に4,696万8,843円、更別村明渠排水事業助成金に36万1,800円を執行し、不用額63万8,357円の主なものは明渠排水事業助成金の執行残となっております。

ございます。(4)、農地整備行政事務経費は、農業基盤整備業務に係る一般事務経費及び土地改良事業団体連合会の負担金が主なもので、不用額は12万1,956円となっております。

(5)、排水施設維持管理費は、イタラタラキ川の支障木伐採業務委託料が主なもので、不用額は1万376円となっております。(6)、用水施設維持管理費は、かんがい排水施設の修繕がなかったことから、節11需用費において36万4,000円が不用額となっております。

目4畜産業費、予算現額1,868万4,000円、支出済額1,853万7,035円、不用額は14万6,965円となっております。備考欄(1)、畜産クラスター事業は、自給飼料増産対策推進事業に151万3,500円の助成を行ったほか、乳用牛性判別精液の購入助成、乳用牛導入奨励事業、和牛優良繁殖雌牛造成保留事業、和牛雌牛導入事業に対しまして合わせて234万7,081円を交付し、不用額は216万9,000円となっております。(3)、村営牧場維持管理経費は、村営牧場の運営経費で、不用額は14万2,047円となっております。入牧頭数が伸び悩んでおりまして、今後とも経費の節減に努めてまいりたいと考えております。なお、村営牧場利用状況につきましては各会計決算資料7ページに記載がございますので、ご参照いただきたいと思います。

89ページ、90ページをお開きください。備考欄(4)、畜産振興助成事業は、乳牛検定組合、家畜自衛防疫組合、酪農ヘルパー利用組合、和牛改良組合への助成金で、不用額はございません。

目5ふるさとプラザ費、予算現額2,533万4,000円、支出済額2,438万8,855円、不用額は94万5,145円となっております。備考欄(1)、ふるさとプラザ改修事業は、ふるさと館前の時計塔、あずまや、水飲みの改修を行ったもので、不用額は600円となっております。(2)、ふるさと館維持管理経費は、ふるさと館の運営経費となっておりまして、需用費の不用額86万9,823円は、施設修繕費の執行残で17万4,487円、燃料費の執行残で60万357円が主なものでございます。なお、ふるさと館の運営状況につきましては各会計決算資料の7ページに記載がございますので、ご参照願いたいと存じます。

目6プラムカントリー費、予算現額1,635万1,000円、支出済額1,616万1,586円、不用額は18万9,414円となっております。全額プラムカントリーの運営経費となっておりまして、節11需用費の83万952円は、アスレチック遊具及びすももの里看板の修繕並びにパークゴルフ場のカップ更新を行ったもので、不用額の18万7,968円は修繕費の執行残でございます。節13委託料の1,499万8,000円は、指定管理委託料でございます。なお、プラムカントリーの運営状況につきましては各会計決算資料7ページに記載がございますので、ご参照願いたいと存じます。

項2林業費、目1林業振興費、予算現額404万4,000円、支出済額396万3,121円、不用額は8万879円でございます。備考欄(2)、未来につなぐ森づくり推進事業は、私有林を対象とした道補助事業でございまして、3件、6.87ヘクタールの造林に対しまして133万6,285円を交付しております。不用額は、715円となっております。

91ページ、92ページをお開きください。備考欄(4)、自然保護対策経費は、自然保護地

区監視員への報償費及び自然を考える会への助成金で、不用額はございません。(5)、有害鳥獣駆除対策経費は、更別村鳥獣害防止対策協議会助成金が主なもので、不用額は3万5,686円となっております。平成30年度の鳥獣による農作物被害実績でございますが、24.05ヘクタール、990万5,722円の報告を受けているところでございます。駆除の実績につきましては、エゾシカが124頭、ヒグマがゼロ頭、キツネ72頭、カラス30羽、ハト2羽、このほか特定外来生物でありますアライグマを3頭防除しているところでございます。

なお、農林水産業費に係ります建設事業費の概要につきましては、別冊の各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計決算建設事業調の4ページ及び6ページから7ページに記載がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 87、88ページの目4畜産業費の関係で少し説明を求めたいというふうに思います。

下ほどの畜産クラスター事業の関係の今ご説明いただきました。自給飼料等含めて、預託施設の運営管理等を含めてということで実績報告ございました。特に自給飼料については、予算額に対して151万円の減という形でございますけれども、その中の項目別、申しわけございませんけれども、多少詳細についてのご説明をまずお願いしたいというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 畜産クラスター事業の助成金の内訳でございますが、性判別精液の購入助成金につきましては13件の申請がございまして、精液の本数は228本、金額は43万2,800円を助成してございます。

乳用牛導入奨励事業につきましては、3件申請がございまして、48頭の導入がございします。こちらは、利子補給も合わせまして80万4,281円の助成をしております。

和牛優良繁殖雌牛の造成保留事業につきましては、11件の申請がありまして、33頭の対象牛がございまして、41万円を助成してございます。

和牛雌牛導入事業につきましては、8件の申請がございまして、14頭導入しまして、70万円を助成したところでございます。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 86ページの多面的機能支払交付金1億3,000万円の、これは何年か前から全村で全面的というのは理解をしておるのですけれども、以前草刈り等の中で交通の関係で導入された機械、十分に使われているのかどうかもちょっと疑問なのですけれども、それから恐らく職員さんが何人か努力されていると思うのですけれども、もう少し今の状況

をわかりやすく、かいつまんで説明をお願いしたいのです。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 多面的機能支払交付金事業でございます。ただいまご質問にもありまして、現在3地区、村内全域で取り組みが行われているところでございます。

ご指摘の草刈りの関係につきましては、道路交通法上の関係がございまして、道路の通行どめの規制対策等を講じながらでなければ草が刈れないというような状況がございまして、ここは、法にのっとって対策といいますか、取り組みが進められますよう、各団体にもお願いしているところでございます。

なお、導入された機械が輸入製ということで、逆走しなければ草が刈れないような機械ということで、こちらは道路交通法上通行どめ、またしかるべき措置をとらなければ道路の通行ができないということがございますが、こちらの機械につきましても法的に道路の占用、使用等を取りながら進めているものもございまして、それ以外の機械につきましても農地側の道路といいますか、道路を通行しない農地側の草刈りに使用したりすることも可能でございますので、機械につきましてもそのまま取り組みに使っていただいているところでございます。

また、職員につきましては、各団体それぞれ事務局というか、任意団体でございまして、それぞれ事務局を持ちながら取り組みを行っていくということも過去にはしてございましたけれども、この更別村においては全面積対象と全地区対象ということで非常に大きな規模で事業展開をしていただいております。こういったことから、事務的なところを集約をする組織として多面的協力事業団体の支援会というのを設けてございます。こちらの支援会の中に職員を採用し、各3団体の事務を請け負っているというような形の形態をとってございます。現在職員は、常勤とパートを合わせて3名、そちらの中にはいらっしゃるしまして、各団体の事務局業務を請け負っているというような状況でございます。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それで、交通、それは法律ですから、そのことについては遵守しなければならないと思うのですけれども、それで前に同僚議員もうちの舗装道路の関係で質問されたと思うのですけれども、果たして多面的機能でお願いをしているところで村道を、先ほど農地のほうも刈ってはいるというお話ありましたけれども、どうもそのことがあってから仕事がしづらいというか、村のほうも限度があって、大事なところはり面刈ってくれるのでしょうか、どうですか。すごくその辺最近雑になったというか、そのことがあってから思うのですけれども、村道の草刈りの状況について不満はないのでしょうか、どうも私らもそこに住んでいる者として果たして機能しているかと。

それと、多面的機能の中で風害防止で燕麦とかまいて、恐らくそれも事業の中に入っていると思うのですけれども、それはそれではっきりわかっていいのですけれども、どうも水とか農地とか道路とかのメーンは恐らくそこだと思うのですけれども、もちろん水田か

ら発想しているかどうか分からないですけれども、その辺お任せというか、行政がどうかかわるかは別にしても、最近その辺が気になっているのですけれども、最初始まったときから見ましてですよ。全村になったことはすごくいいことなのですからけれども、どうなのでしょう。聞き方が悪いのかどうか別にして、若干僕ら当事者としてそんな気がしているのですけれども、どうでしょう。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 こちらの取り組みにつきましては、過去には農地・水対策事業ということで進められておりましたが、国のほうで平成27年に法制化されまして、今の多面的機能支払交付金事業という形態になってございます。

事業の中身につきましては、詳細については毎年国の事業ということで対象となる活動内容も微妙に変化をしながらきているところでございまして、過去に対象となったものが対象にならなかったり、また対象でなかったものが拡充されたりだとかいうことも繰り返しつつ事業が行われております。

交付金事業ということでございますので、対象となるのは農用地、農業用施設、こういったものが対象になりまして、こちらに対する共同維持補修事業を含む活動を行った場合に農地面積に応じた交付金が交付されるというものでございますので、取り組みに関しては、これをしなければならないということではなく、それも地域の中で優先順位をつけながら、先ほどの風じん防止につきましても環境的な農村環境の向上に係る取り組みも認められておりますので、そういった観点から対象にしている事業ということでございます。そういう取り組みを行う中で農村環境の向上、また農業用施設の維持管理、長寿命化も含めた取り組みを地域の方みずから行っていただくという活動に対する交付事業ということでございまして、そういう活動が皆様方で取り組みができないものに関しては従来から村のほうで、村の施設は村が維持管理するのが基本でございますが、その中で共同といいますか、そういった観点がこの交付金事業にも趣旨が合致するという事で村の中でも団体を設立していただいて取り組みを進めているところでございます。お互いに交付金事業も予算がありまして、村も予算がある中で、優先順位をお互いに地域の要望も聞きながら取り組めるところから取り組んでいるというのが実情でございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 91ページ、92ページの林業振興費の備考欄の(4)番、自然保護対策経費ですか、その中で先ほど自然を考える会に対する助成というのがございましたけれども、その自然を考える会の発足というか、内容を詳しく説明していただきたいと思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 自然を考える会につきましては、更別村の中で自然に関する関心、興味を持たれる方々で組織する任意団体でございます。過去には国営事業、道営事業も環境に配慮した施工が求められていることから、工事の施工に関しては地元の意見、また自然団体等

への意見照会等も行いながら事業が計画される場所なのではございますけれども、更別村の中にはそういう自然保護団体的なものがなかったことから、当時かんがい排水事業だったかと思われまして、その事業を実施する際に地元の意見を聞く場として声かけを行いながら、農協さんですとか森林組合さん、またそのほかの釣りをされる方だとか、いろんな自然と関係のある方々に声をかけた中で組織した経過はございますが、活動的には任意で活動していただいているところでございまして、活動費に対して支援を行っているところでございます。

以上です。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 活動内容は、大変立派な活動をされているのはわかったのですが、構成員など、もし個人名が出せるのであれば出して、こういう人が会長でやっているのですよというのが。組織があると思うのです。団体の寄せ集まった中で出しているのではなくて、やはりそれなりの組織があった形の中で支払いをしていると思うので、もしここで公表できるのであれば公表していただきたいし、守秘義務等があることであれば、それはそれでよろしいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 名簿等につきましては、今手元にはございませんが、会員のお名前をこの場で申し上げるといいと思いますよりは、構成されている団体等について後ほど改めて説明させていただければと存じます。よろしいでしょうか。

○議長 長 後ほど。

そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、91ページ、款7商工費に入ります。

補足の説明を求めます。

本内産業課長。

○産業課長 それでは、商工費について補足説明をさせていただきます。

91ページ、92ページをお開きください。款7商工費、項1商工費、予算現額1億3,337万円、支出済額1億3,225万391円、不用額は111万9,609円となっております。

目1商工総務費、予算現額64万3,000円、支出済額は63万4,988円でございます。消費生活相談事業委託料などが主なもので、不用額は8,012円となっております。

目2商工業振興費、予算現額7,732万3,000円、支出済額7,664万1,660円、不用額は68万1,340円となっております。備考欄(1)、商工業活性化事業は、商工会が行います中元大売り出し事業及び新春大売り出し事業へ助成したもので、不用額はございません。(2)、中小企業利子補給事業は、中小企業近代化資金及び中小企業者事業資金に係る利子補給助成金で、不用額は1,947円となっております。節21貸付金の5,000万円は、中小企業近代化資金の融資枠を確保するための預託金で、不用額はございません。なお、商工業関係資金

利子補給事業の執行状況につきましては各会計決算資料8ページに記載がございますので、ご参照いただきたいと存じます。(3)、商工業振興対策経費は、商工会運営助成金で、年度末に実績精査による戻入があったことから67万9,393円の不用額となっております。

目3観光費、予算現額5,540万4,000円、支出済額5,497万3,743円、不用額は43万257円となっております。備考欄(1)、カントリーパーク改修事業は、施設内の溪流施設を水遊び等ができるよう改修を行ったもので、不用額は3,000円となっております。(2)、地域おこし協力隊事業(観光・特産品開発分)は、地域おこし協力隊に係る賃金、住宅借り上げ料、公用車リース料などが主なもので、不用額は14万2,557円となっております。平成29年度末で2名が退任し、年度当初は1名でのスタートでしたが、1名が年度中に退任、その後2名を採用し、年度末の人数は2名となっております。なお、本年6月に1名を採用し、現在は3名体制となっているところでございます。

93ページ、94ページをお開きください。備考欄(3)、観光・物産総合振興事業の節19負担金補助及び交付金869万4,015円は、観光協会運営事業助成金が417万1,000円、さらべつ大収穫祭実行委員会助成金が300万円、国際トラクターBAMBA実行委員会助成金が47万715円、全日本ママチャリ耐久レース実行委員会助成金100万円が主なものでございます。不用額は19万9,985円となっております。(4)、カントリーパーク施設維持管理経費は、カントリーパーク指定管理委託料294万7,000円が主なもので、不用額は1万416円となっております。節11需用費の134万1,447円は、センターハウスのテラスの修繕及び芝刈り用トラクターの修繕費でございます。(5)、情報拠点施設維持管理経費は、情報拠点施設指定管理委託料545万円及び道の駅駐車公園管理委託料594万円が主なもので、不用額は7万4,299円となっております。節11需用費の32万6,700円は施設正面のガラス枠の修繕費用で、節18備品購入費の54万円は防犯カメラの更新を行ったものでございます。

以上で商工費の補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 91ページ、92ページの観光費の地域おこし協力隊の事業についての今ご説明いただきましたけれども、これは当初計画で4名の枠で人員配置したいと、採用したいということの提案で多分予算措置したと思うのですが、その中でとりあえず2名は確保したということでございますけれども、新年度に入ってから1名は別に、2名体制でという部分の補足説明を求めたいというふうに思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 商工費の当初予算につきましては、協力隊員は3名ということで計上させていただいております。当初予算計上時点では3名ということで進めておりましたが、年度末になってから退職者が出たものですから、スタート時点では1名に減ってしまいましたけれども、その後募集をかけた中で年度途中で2名の採用があり、4月に残っていた1名

も途中で退任され2名体制ということで、結果的には30年度は2名のままで、追加募集もしていましたが、補充については本年度に入ってから補充ということになりましたので、2名体制で推進をしていたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今説明いただいたのですけれども、心配なのが、せっかくこれだけ地域おこし協力隊の部分についての期待度も含めて募集かけているという中で、今、年度途中である程度切りかわって、その補充に対しての部分が募集してもなかなかという説明あったのですけれども、確かに地域おこし協力隊というのは、いわゆる年度初め、各町村も含めて募集要項をかけてという形でございますので、その点逆に言えば更別、特異体質か何かわからないけれども、年度途中でやめるだとか、そういう部分は3年だったら3年縛りの中で多分採用しているという状況になっているはずなのに、なぜこういう状況が起こるのか、不信感というか、ちょっと理解できない部分あるのです。ですから、やるのであれば年度初めに採用項目をもう少しきちっとして採用してもらって、3年間のたがはめているのだよとなったら、やっぱりそこはきちっと守ってもらうというルールでいかないと、これ途中で、途中で、途中でといっても、多分地域おこし協力隊に対する期待度、やってもらいたいこと、村としての考え方かなりあると思うのです。その中でぶつ切りになっているの事業展開の中で、正直言いまして一般村民が見たときに協力隊のあり方という不信感、多分出てくると思うのですけれども、その点の押さえ方も含めて31年度に、6月に1名採用したということでございますので、それはそれなりに評価できるのですけれども、その押さえ方をきちっと押さえてこの協力隊というのを採用していかないとだめだ思うのですけれども、その点のご回答というか、どういう考え方を持って進めるのかという部分も含めてご説明いただければというふうに思います。

○議 長 本内産業課長。

○産業課長 ご指摘のとおり、年度途中での退任というケースは結構な頻度である状況でございます。といいますのも、今更別村における地域おこし協力隊につきましては更別村の臨時職員の身分として採用しているところでございますが、こちらは一般の臨時職員につきましては予算上は1年間の年度での予算の範囲の中ということでございまして、協力隊の制度は3年活用できますが、村の予算的には毎年の予算措置が必要というようなことでございます。こういったことから、任期は特段問題等がなければ3年間の継続の可能性はあるというお伝えはしてございますが、3年間の雇用契約をあらかじめ結べるものではないということがまず1つございます。その中で途中で退任される方のこれまでの事情等につきましては、それぞれのケースがございすけれども、本村に協力隊として地域のためという志を持って来ていただいている方でございますので、その3年間の中でその後も更別村に定着していただけるようなところを私どもとしても考えながら進めてまいります。これが3年間ちょうどでそういうタイミングの方もいらっしゃれば、早目に別の就職

先といたしますか、村内に落ちつける場所ができた場合にはそちらのほうに積極的に送り出していきたいというような考えも持っております。その反面、村のほうで行っていただきたい特産品観光支援の事業等に従事される協力隊の方が欠員となるような状況もございますけれども、協力隊に行っている活動につきましては、そもそも村の正職員の行うものを臨時職員的に増員しているものではございませんので、協力隊がいる場合にはその協力隊の能力を持って活動していただくということでございます。それを期待して、おっしゃられるとおり雇用はしてございますので、いなければその分が力が入っていないというふうになりますと、取り組みができない実態が間々あるところではございますが、村で行う観光特産品業務の最低限の部分につきましては、本来うちのほうで構えている人工で対応しているところでございまして、それを補強する形での協力隊というような位置づけで整理をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今回の課長の説明、十分理解できるのですが、確かに3年縛りというよりも、ある程度3年間で何か事業を、私の今の質問は3年間である程度、せっかく採用するのであるから、3年間で何か地域おこし協力隊の採用されたというか、その人の思いが達成できればなという思いでいたわけで、確かに今言ったように1年間の雇用契約の中で説明してしまうと、やはり年度途中でやめてしまうという形になれば、逆に言えば今課長がご説明いただいたように、やっぱり更別村のために何かをしたいという思いがあって来ている人たちを採用しているわけですから、その人たちの思いが途中で切れてしまうということ自体が僕は逆に一番の課題だというふうに捉えて今質問させていただいているわけですし、その点はやはり1年契約であれば1年きっちと、年度途中で動くのではなくて、きっちと全うしてもらって、次のステップアップ、2年目あるのであったら2年目にステップアップ。事前の中でそういう形にしていけないと、協力隊の結びつきというか、それぞれ入ってくる人たちの思いが違うわけですから、実際に。だから、それはもう毎年毎年ぶつ切りになってしまって、いつもスタートラインからしか出ないという、継続性がないという形になってしまうので、それはいかがなものかなという不信感もありますので、その点を注意しながら、あるいは十分しんしゃくしながら人の採用も含めて執行していただきたいというふうに思っているのですけれども、何かまだ説明あればお願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんの、本当に今の課題のところ、私もそう感じております。やはり業務内容、地域おこし協力隊の方はかなり意欲を持って来ていただきます。ただ、その中で途中で、諸々の事情はあると思いますけれども、私はやっぱりこの地域おこし協力隊の業務内容、あるいは彼らがいろんな特技を持ったり、こういうことをこの村で展開したいとか、あるいは起業したいという思いを持ってくるので、そのことがやはり実現できるようにきちんと、しっかりと位置づけとか業務内容等の見直しも今図っていかなく

ればいけない時期ではないかということで関係部署には話をしているわけですが、今うどんづくりとか、いろんな部分あります。あるいは、ほかのところのイベントのそういう要因とかスモモの収穫とかあります。ただ、その中で一方では、例えば自分たちでイベントを起こしたい、あるいはこういう特産品の開発をしたい、そういう方もおられます。なかなかその中で、例えば彼らの思いを行動の自由とか、いろんな部分である程度の制約も今の段階ではかなりあるのではないかというように考えています。今安村議員さんのご指摘、またほかの議員の皆様からも一般質問等で質問されております。この機会にしっかりと地域おこし協力隊のあり方、そして村としての考え方をきちんと整理をして、来年度以降についてももしっかり提案をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上であります。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 続きまして、93ページ、94ページの関係で少し確認をさせてください。

情報拠点施設等の維持管理費の委託料の関係でございますけれども、今本内課長のほうからご説明いただきましたように、当初予算の多分金額だと思うのですが、説明いただいたと思うのですが、実績は1,139万円ということでございますので、情報拠点施設管理費と道から出る駐車公園の関係の委託料、私の聞き違いかどうか分からないので、もう一度数字だけお願いしたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 委託料の内訳でございますが、村からの情報拠点施設の指定管理の委託料につきましては545万円、これのほかに北海道から村が委託を受け、それをまた振興公社のほうに委託をしている駐車公園の管理委託料、こちらが毎年ございますが、こちらが594万円となっております。

以上です。

○議長 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 この際、午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、先ほど保留となっておりました織田議員の質疑、自然保護対策経費に係る助成団体に対する答弁について本内産業課長より発言を求められましたので、これを許します。

本内産業課長。

○産業課長 先ほどご質問いただきました更別の自然を考える会についてでございますけ

れども、本会につきましては平成12年に設立されたところございまして、会員の構成につきましては更別村の自然に関心のある者をもって構成するとなっております。各団体に充て職的な会員はいらっしゃいませんけれども、個人としてあくまでも入っているような状況でございまして、現在18名の会員さんがいらっしゃいますが、それぞれ農業者であったり団体職員の方であったりというようなことで所属されてございます。また、役場を退職された方だとかも含めながら活動されているというようなところでございます。

以上です。

○議長 長 答弁が終わりました。

7番、織田さん。

○7番織田議員 先ほど各団体と言われたので、一瞬充て職かなと思ったのですが、今そのようなことはない、純然たる活動をされているという話で安心しました。

そこで、この機会ですから、どのような活動されているか、PRと言ったらおかしいのですが、そういう会を皆さんに知っていただくためにも、もし1つ2つ参考事例があったら報告をお願いしたいと思います。

○議長 長 本内産業課長。

○産業課長 それぞれ活動されているところではございます。主なものとしては、更別の中の自然の景観のいい場所の見学会ですとか、また村外のそういう自然に明るい方を呼んで、見学会のときにお話をお伺いしたりという活動もされていると聞いています。また、あと年によっては植栽活動を行われたり、景観整備の草を刈ったりというようなこともされたりしている活動も、毎年それぞれ取り組みは違うのですが、継続してそういった活動をされている団体でございます。

○議長 長 この件は終了いたします。

次に、93ページ、款8 土木費に入ります。

補足説明を求めます。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 では、款8 土木費について補足説明させていただきます。

93、94ページをお開きください。款8 土木費、予算現額5億6,343万1,000円、支出済額5億3,035万5,829円、不用額3,307万5,171円の決算となっております。

項1 土木管理費、目1 土木総務費、支出済額は414万2,711円で、不用額は1万6,289円となっております。支出済額の前年比較は12万9,133円の増で、主に道路台帳補正委託料の増であります。備考欄をごらんください。(1)、土木管理事務経費は、道路台帳管理と地籍管理で、不用額は1万5,889円となっております。

次のページ、95、96ページをお開きください。(2)、土木管理事務経費(産業課分)は、各種団体に対する負担金で、不用額は400円となっております。なお、道路現況調書につきましては、別冊の平成30年度各会計決算資料13ページをご参照ください。

続きまして、項2道路橋りょう費、目1道路維持費、支出済額9,713万7,839円で、不用額が3,229万1,161円となっております。支出済額の前年比較は3,171万1,459円の減で、主に除雪業務委託料が減少したことによるものであります。備考欄をごらんください。(1)、道路維持補修経費は、道路の維持補修に要する経費で、不用額は71万2,943円となっております。主に公用車修繕費、砂利採取積み込み運搬業務委託料、支障木伐採業務委託料などの執行残によるものとなっております。(2)、除雪対策経費は、除雪対策に要する経費で、不用額は3,157万7,418円で、主に13委託料の除雪対策委託料の不用額3,098万3,840円となっております。これは、平年並みの降雪量を見込んで予算計上しておりましたが、降雪量が平年と比較して5割程度少なく、また除雪排雪時間数も平年と比較しまして4割程度少なかったことによるものであります。(3)、建設機械等購入事業、補助では、大型ロータリー除雪車1台を更新しており、不用額は800円となっております。

目2道路維持改良費、支出済額3,032万8,986円、不用額57万4,014円となっております。支出済額の前年比較は195万977円の減で、主に村道舗装補修工事費の減によるものであります。備考欄(1)、街路灯維持補修費は、街路灯管理に要する経費で、不用額は15万1,923円となっております。(2)、道路補修対策事業は、村道舗装補修及び区画線設置工事に要する経費で、不用額は42万2,091円となっております。

目3道路新設改良費、支出済額1億7,567万1,531円、不用額6,469円となっております。支出済額の前年度比較は1,253万512円の増で、主に道路整備工事費の増によるものであります。備考欄(1)、道路改良舗装事業、単独、こちらは98ページ、次のページになりますが、13の委託料で南6線乙調査設計委託を実施しております。節15工事請負費の事業内容は、道路整備としまして南3線局部改良工事、東8号南5線甲改良舗装工事、南6線乙局部改良工事、勢雄電信道路管渠改修工事、それから村道舗装強化として東18号、それと旧広尾道路甲線のオーバーレイを実施しております、また、市街地歩道改修工事としましては曙町通り歩道改修工事を実施しております。

目4橋りょう維持改良費、支出済額4,553万5,110円、不用額3万5,890円となっております。支出済額の前年比較は1,663万8,253円の減で、主に調査測量設計委託料、橋梁改修整備工事費、橋梁拡幅負担金の減によるものであります。備考欄(1)、橋りょう整備事業の節13委託料では、橋梁補修調査測量設計委託、節15工事請負費では6橋、6つの橋の橋梁補修工事、それから節19負担金補助及び交付金では橋梁点検負担金として橋梁点検を実施しております。

項3住宅費、目1住宅管理費、支出済額5,196万6,052円、不用額15万948円となっております。支出済額の前年比較は2,102万1,936円の減で、主に村営住宅等改修工事費の減によるものであります。備考欄(1)、村営住宅委員会運営経費は、村営住宅運営委員5名の委員報酬、費用弁償で、不用額は2,380円となっております。(2)、村営住宅等管理事務経費は、村営住宅等の管理に要する経費で、不用額は4万1,852円となっております。(3)、村営住宅等維持管理経費は、村営住宅等の維持管理に関する経費で、不用額は10万6,716円と

なっております。(4)、村営住宅等改修事業、補助は、公営住宅の長寿命化のための改修として曙団地の4棟11戸について屋根、外壁改修工事を実施しております。

目2民間住宅整備費、支出済額1,852万5,000円、不用額はありません。支出済額の前年度比較は729万2,000円の増で、主に住宅建設等助成金の増によるものであります。備考欄(1)、太陽光発電システム普及促進事業は、設置工事助成として住宅用3件に助成しております。(2)、民間住宅建設促進事業は、個人住宅建設助成として15件に助成しております。

次のページ、99、100ページをお開きください。(3)、住宅改修支援事業は、住宅リフォーム支援事業9件に対しての助成を行っております。

目3住宅建設費、支出済額1億704万8,600円、不用額は400円であります。支出済額の前年度比較は1億156万2,600円の増で、村営住宅等建設工事費の増によるものであります。備考欄(1)、村営住宅等整備事業、補助は、住生活基本計画及び公営住宅長寿命化計画により曙団地公営住宅建てかえ工事1棟4戸、それから曙団地公営住宅解体工事2棟8戸を実施しております。

なお、土木費の事業内容につきましては、別冊の平成30年度各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要の一般会計建設事業調、3ページから6ページの土木費の欄をご参照いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

4番、松橋さん。

○4番松橋議員 除雪費の関係でお尋ねしたいのですが、雪が降らなかったから補正が残るのは十分理解をできます。そのとおりだと思います。それで、以前行政区に除雪をしていただいたら助成とか考えると、その事業はまだ生きているのですか。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 恐らく農村地区のほうの協働事業ということで、それは現在も行われておりますので、そちら別事業として、今回のこちらの土木費ではないのですけれども、別事業として引き続きお願いして取り組んでおります。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 別事業というのは、どういう理解をすればいいですか。ここには載っていないという。数字的にも支払った額も載っていないという意味ですか。

○議長 長 佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 三次路線の砂利道ですね、その除雪については住民協働パートナー事業というところで計上しております。総務費でも説明しておりますけれども、その中で計上しておりますので、それは引き続き今も続いております。

○議長 長 4番、松橋さん。

○４番松橋議員 金額的には幾らなのですか、失礼ですけれども。

（「ちょっと時間もらってよろしいですか。今計算します」の声あり）

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午前１１時２８分 休憩

午前１１時２９分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤住民生活課長。

○住民生活課長 申しわけございません。

今計算しまして、合計で31万6,770円、８行政区に支出しております。

○議 長 ４番、松橋さん。

○４番松橋議員 なぜこういう質問をしますかという、この資料にもあるように更別村はすごく立派な村だと言われている中で舗装率が全然最近伸びていないという中で、住民参加もして除雪をするのはすばらしいことだと思うのですけれども、先ほど質問したように砂利敷きも含めまして多面的機能ですか、砂利敷いたかどうか聞いていませんけれども、やはりそういうことで住民参画をして道路の補修なり除雪なりをした結果として、行政としても舗装率をもう少し上げていくとか、そういうことを次の予算措置に考えてほしいので、こういう質問をさせていただきました。答弁はよろしいです。わかりました。いいです。

○議 長 いいですか。一応しますか。

新関建設水道課長。

○建設水道課長 舗装率に関しては、ご指摘のとおり全村全てがまだ舗装を完了されておられません、次という話になってきております。当然今総合計画の中でも計画的に路線をやるというようなことで計画はしているのですけれども、プラス維持費もかかるというようなことで、どこをどうこうというのは今ここで具体的なことは出てこないのですけれども、計画的にそこについては何らかのいろんな方策を考えながら舗装は必要なところはしていくというようなことで考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議 長 ４番、松橋さん。

○４番松橋議員 答えもらったから質問しなければならない。

例えば畑作農家の畑作物を運搬する、それから酪農家はほとんど１日置きですね、家畜出荷するの。これ産業道路なので、村道といいながら。そこがもうもうと煙上げて、砂利を飛ばして、それはやはり全国的に更別は豊かな村と言っている中で舗装率が５年間たつて一つも上がっていないということは、その辺はやはり僕たちも含めて考えるべきでないかというご質問なのです。もういいです、これで。

○議 長 検討、よろしくお願いいたします。

5番、太田さん。

○5番太田議員 同じく除雪対策経費のところなのですけれども、当初予算で5,000万円見えていて、決算は2,900万円ということで、これは補正で途中で増額出たと思うのですけれども、その辺の金額、ちょっと記憶が曖昧なのですけれども、たしか補正予算のときに増額したときに今後の降雪量の見込みで除雪回数が金額を当初予算よりも上回るということだったと思うのですけれども、今回結局2,900万円で終わって不用額が出たということで、この辺もうちょっと時系列が、とにかく補正で上げた分のところがもうちょっと上手に予算とあわせてできなかったのかなというところが疑問に思うのですけれども、その辺補足説明をお願いします。

○議長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 除雪費に関してなのですけれども、考え方としては当然必要なものをやるというようなことがまず大前提にありますので、それプラス行政はどうしても予算の範囲内というようなことがあるものですから、予算が確保されていなければ除雪はできないというような、そんな中であって予算を計上していったというようなことになります。一昨年前は、逆に例年以上に大雪だったということなものですから、その部分についてはなかなか考慮はしづらいのですが、それを除いたとしても例年やはり五、六千万円程度の実績があるというのがまず1つあります。そんな中にありまして、過去においてはずっと当初予算を平成29年まで、当初で4,000万円というような予算計上をしております。その中で途中、降雪状況を見ながら補正対応というようなことをやってきているのですけれども、実際除雪費がなかなか追いつかないというようなことで、平成30年は当初予算で5,000万円というのは1,000万円ふやしております。ただ、その時点でも恐らく足りないであれば補正するだろうというような想定で予算計上しているというのが事実であります。

今回結果的に互いに残ってしまっているのですけれども、こちら2月の時点で確かに補正するタイミングで当初予算の5,000万円から見ますと、例年よりははるかに少ない降雪量だったものですから、ちょっと判断に悩むタイミングではあったのですけれども、通常過去の経緯を見ましても2月、3月で前半少なくともどこか雪とかが来て1,000万円、2,000万円以上ははるかに支出するようなこともたくさん過去の例とかあったものですから、そんな中でやはり例年並みの6,000万円程度の予算は必要なのかなというような判断があったものですから、そういうような補正をさせてもらっております。ただ、結果として2月のちょうど補正したときに雪は降ったのですけれども、その後がほとんど降らないで終わったというようなことがあったものですから、結果的に残っております。

それと、よく除雪に関して1回どうだろうか、幾らだろうかというようないろんな質問あるのですが、どちらかという回数というよりは、実際に除雪、排雪の時間数ですね。こちらからいきますと、雪の降り始めの時間ですとか、例えばふぶくだとか、それによって額が非常に上下するものですから、平成30年度についてはほとんど雪も少なく、ふぶくようなこともなかったものですから、雪の量以上に出勤時間数も少なくなったというよう

なことです。逆に29年とか28年は吹雪が多くて、学校だとかもかなり臨休になったりとかというようなことで必要な経費が多く出ているものですから、1回幾らというよりは、出勤する時間帯だとか降る時間帯とか、いろんな要因が絡み合って、結果としては残ってしまっているので、その部分については2月の時点での判断が甘かったと言われればもう少しきっちりと精査しなければいけないと思うのですが、何せ予算を確保して除雪をしっかりしたいというようなことがあったものですから、それにしても額については残り過ぎていたというご指摘はそのとおりだと思いますので、より一層精査しながら積算して執行していきたいなというふうに思っております。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 97ページ、98ページの関係の民間住宅の設備費の太陽光システムの助成について、多少もう少し補足説明いただきたいと思います。当初予算が検査は別にして160万円ほどの予算措置ということで計画を立てて、実際は3件分の60万円という形でございますけれども、つかみの部分はこれは重々承知の中で考えておりますけれども、今太陽光発電に対しての規制も含めて、極めて売電も含めて厳しい中で、多分そういう結果も踏まえての結果かなというふうに思っているのですけれども、多分村としては太陽光発電の自然熱を利用した中の推進というのは、これは多分撤回していないと思うのですけれども、捉え方といいますか、実績は実績としていいのですけれども、太陽光システムの今後というか、今現在の捉え方について補足説明いただければというふうに思います。

○議 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 この太陽光発電のものについては、村のほうで、名称が間違ったらあれなのですけれども、新エネルギービジョンというようなことで、エネルギーに関する計画を立てた中で自然エネルギーを活用するというようなことの助成をするということになっておりまして、この制度自体は令和2年までです。平成21年から始まりまして、令和2年までの助成期間というようになっております。当初制度ができたころから見ますと、先ほどおっしゃったとおり買い取り価格ですとか、実質的にかなり変動はしてきているのですけれども、この事業に関しては先ほど言ったように平成2年までの一区切りの制度として来ておりますので、事業自体はこのまま同じ内容で進めていくような形になろうかと思うのですが、平成3年以降は村としてその後の方向性については今時点ではまだ新たな計画ですとか、されているものではありませんので、この場ではどうこうとはならないのですが、現状として新エネルギーを普及していくというようなことでやっておりますので、広報の仕方であればもう少し検討するだとかというようなこともなろうかと思います。ちなみに、今年度令和元年度につきましては今時点で4件ほど申し込みが来ているというのは実態ではあります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 31年度の計画も含めて併用した形の質問になって申しわけございません。確かに太陽光システムについては、多分売電も含めてますます厳しくなる中で、本年度、

これはあくまでも決算の話ですから、そこまで言及していいかどうか別として、要望があるという形にはなりますけれども、まして時限立法で令和2年までの形の中で、名称は書いている自然エネルギーの利用という形で考えているというふうに今説明いただきましたけれども、確かに一つの案として太陽光発電という部分を推進したというのは、これはもう事実でございまして、それに対して今現況厳しいというか、設置する金額は安くなったかもしれないけれども、皆さんが思っている売電をして経費を軽減するという思惑は多分ほとんどメリットがなくなってきたという部分非常に出ていると思うのです。その中で、なおかつ継続も含めてという話になると、名称を変えてでも、その自然環境システムをうまく利用しましょうという部分はなかなか難しいのかなという判断もしているのですけれども、今の中ではある程度継続したいという部分の押さえ方もしているという説明いただいたのですけれども、そういう部分で皆さんが公費は安いといえども、今回も自然災害で太陽光が火災を起こしたりという部分も正直言って実際に発生しています。だから、それらも含めて、やはり維持管理も含めてということで、確かに保証はあるかもしれないけれども、15年なら15年の太陽光の設置に対する保証はあるかもしれないけれども、やっぱり自然災害だとかそういう部分のハードルというか、そのメーカーが保証する部分というのはあくまでも不明瞭な部分がありますので、その点を踏まえて、なおかつ自然太陽光という部分についての捉え方をある程度、いわゆる一般の村民に周知していくのかしているのかという部分も含めて、余りいい質問になっていないですけれども、答えていただければというふうに思っています。

○議長 長 新関建設水道課長。

○建設水道課長 太陽光発電というようなことなのですが、ちょっと話があれかもしれませんが、もともとは自然エネルギー、CO₂削減を村全体でやるかという中の一つとして太陽光発電もその手法の一つとして取り組んでいるというのがあります。それから年数が十数年ほどたっていますので、太陽光発電の意義が、自然エネルギーもさることながら、防災的な部分が昨年の停電のときも出てきておりますので、今時点で具体的な協議は庁内でもまだされておきませんので、令和3年以降どういう観点でこの助成をするのかしないのかも含めて、助成そのものの考え方というか、検討しなければいけないというようなことで、今回新たな視点のご意見もいただいておりますので、また庁内で議論していきたいなと思っております。

○議長 長 西山村長。

○村 長 今新関課長のほうから説明ありましたが、当初新エネルギービジョンということで再生エネルギーあるいは自然エネルギーを活用してCO₂の削減とか温暖化に備えるということでありますけれども、今議員ご指摘のようにFITでありますけれども、買い取り価格は事業者あるいは個人、家庭での部分で今本当に厳しいというか、多分大きな変化があるのではないかと考えております。

それで、今防災のことも触れましたけれども、いわゆる備蓄電池は開発途上でもありま

すし、それが例えば太陽光で売電をするのではなくて、災害に備えて備蓄電池の開発が進めば、それでの活用ということになって、今私の思いでは法令とかいろんな国の施策が転換期を迎えています。電力会社も含めまして、電力の供給も含めまして、この部分については継続していくという基本方針ではありますけれども、状況に鑑みて内容等の精査、あるいは新たな提案等を行っていく必要があるというふうに考えて、これは随時検討させていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 次に、99ページ、款9消防費に入ります。

補足説明を求めます。

女ヶ澤総務課参事。

○総務課参事 消防費について補足説明させていただきます。

款9消防費、項1消防費、予算現額1億7,036万8,000円、支出済額1億6,902万2,289円、不用額134万5,711円の決算となっています。

目1消防費は、支出済額1億4,744万8,566円で、不用額は434円となっています。支出済額の前年度比較は4,053万5,000円の減で、前年度において高規格救急自動車購入にかかわる負担金を支出したことによるものです。備考欄をごらんください。(1)、とかち広域消防事務組合負担金、経常分は、とかち広域消防事務組合の共通経費、更別消防署の人件費及び消耗品費、燃料費、光熱水費など更別消防署の経常経費にかかわる負担金で、不用額はありませぬ。(2)、消防庁舎維持管理経費は、消防庁舎の火災保険料で、不用額は434円となっています。

目2災害対策費は、支出済額615万4,731円で、不用額は33万2,269円となっています。支出済額の前年度比較は305万2,652円の増で、前年度支出しました地域防災計画改訂委託料167万4,000円が減額となりましたが、本年度全国瞬時警報システムJアラートの新型受信機導入に要する経費494万6,400円を支出したことによるものです。備考欄をごらんください。(1)、防災・国民保護事業は、防災行政無線の個別受信機設置手数料、防災行政無線保守点検委託料等の経費で、不用額は33万1,669円となっています。(2)、防災情報通信設備整備事業は、全国瞬時警報システム新型受信機導入の費用で、不用額は600円となっています。

目3非常備消防費は、支出済額1,541万8,992円で、不用額は101万3,008円の決算となっております。支出済額の前年度比較は134万3,058円の増で、災害出動が8出動から1出動、車検台数が5台から1台に減少しましたが、防火衣一式購入事業524万3,940円があったことにより増額となっております。備考欄(1)をごらんください。更別消防団運営経費、経常分1,017万5,052円は、報酬、災害訓練等の費用弁償、非常備車両6台を運用するための経費、消防団及び後援会の運営助成金となっております。不用額101万2,948円につきま

しては、出勤費用弁償の執行残、災害分として計上しておりました燃料費及び被服調整費の執行残によるものが主なものでございます。

101ページ、102ページをお開きください。備考欄（２）をごらんください。更別消防団運営経費、臨時分は、防火衣一式購入事業の経費で、不用額は60円となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議 長 ここで昼食のため午後１時30分まで休憩いたします。

午前 11時49分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、101ページ、款10教育費に入ります。

補足説明を求めます。

川上教育次長。

○教育次長 それでは、教育費について補足説明させていただきます。

101、102ページをごらんいただきたいと思います。款10教育費、項１教育総務費、予算現額１億4,631万5,000円、支出済額１億4,505万7,472円、不用額125万7,528円となっております。

目１教育委員会費、支出済額3,194万8,899円、不用額71万4,101円、支出済額の前年度比較は41万1,173円の減で、主な要因は更別農業高等学校海外実習の道内合同事業での実施による需用費の減によるものです。備考欄（１）、教育委員会運営経費ですが、委員報酬、教育委員会会議14回やその他の活動に係る費用弁償などの経費となっております。備考欄（２）、教育総務補助金等、經常分、節19負担金補助及び交付金は教育関連団体協議会等の負担金です。備考欄（３）、更別農業高校教育支援事業、節19負担金補助及び交付金356万1,320円の内訳は、教育振興支援事業315万円、海外実習派遣事業41万1,320円であります。備考欄（４）、更別農業高校生徒確保等支援事業、臨時分、節19負担金補助及び交付金は更別農業高等学校生徒確保の支援事業であります。生徒確保の支援といたしましてスクールバス負担金、各種資格の取得、全国農業クラブ大会等への支援助成を行っているところでございます。

目２事務局費、支出済額１億1,272万2,752円、不用額54万2,248円、支出済額の前年度比較は354万640円の減で、主な要因は人事異動による人件費の減によるものです。備考欄（１）、事務局一般事務経費ですが、臨時職員の賃金などの事務局運営に係る経費でございます。

103、104ページをごらんいただきたいと思います。備考欄（３）の指導主事共同設置事

業、人件費分及び（４）の指導主事共同設置事業、事業分であります。中札内村との共同設置による指導主事活動経費でありまして、平成29年度からの３カ年、指導主事の執務場所は更別村としておりますので、需用費の全額を計上し、２分の１を中札内村から負担金としていただいております。備考欄（５）、教育施設整備計画策定事業ですが、各教育施設の整備方針となる長寿命化計画を策定しております。

目３こども夢推進費、支出済額38万5,821円、不用額1,179円、支出済額の前年度比較は255万8,486円の減で、主な要因は寄附金の管理運用を寄付金管理基金で行うこととしたため、こども夢基金の積立金が減少したことによるものです。備考欄（１）、こども夢基金事業、節19負担金補助及び交付金は小学生を対象とした茶道教室、村の社会教育団体に属さないスポーツ活動による大会出場の事業費であります。備考欄（２）、こども夢基金積立金、節25積立金16万1,420円につきましては、前年度の寄附金が16万円と基金利息1,420円でございます。

項２小学校費、予算現額4,923万8,000円、支出済額4,866万347円、不用額57万7,653円となっております。

目１学校管理費、支出済額4,726万2,714円、不用額53万3,286円、支出済額の前年度比較は54万1,567円の減で、主な要因は学校施設改修事業の減によるものです。備考欄（１）、小学校運営経費であります。105、106ページをごらんいただきたいと思います。節７賃金は、特別な支援を要する児童の特別支援教育支援員として更別小学校３名、上更別小学校１名を配置しております。節18備品購入費は、更別小学校の聴力検査機、サーキュレーター、テレビ、刈り払い機、上更別小学校の聴力検査機、テーブル、ワイヤレスマイク等を購入したところでございます。備考欄（２）、学校施設維持管理経費、小学校につきましては、燃料費や清掃委託料など、小学校施設の維持管理に係る経費となっております。備考欄（３）、外国語指導推進事業、小学校ですが、学習指導要領の改訂による小学校５、６年生の外国語指導体制の充実のため新たなALTを配置したところでございます。備考欄（４）、予防接種、衛生検査経費、小学校ですが、児童の尿検査や心臓検査などの経費となっております。備考欄（５）、教職員福利厚生経費、小学校ですが、教職員の健康診断やメンタルヘルス対策などの経費となっております。備考欄（６）、学校施設改修事業、小学校、節15工事請負費は更別小学校の理科室流し台シンク取りかえ及び屋外スピーカー改修、上更別小学校のガス給湯器更新を行っております。

目２教育振興費、支出済額139万7,633円、不用額４万4,367円で、支出済額の前年度比較は２万523円の減でございます。備考欄（１）、教材備品購入経費、備品購入費につきましてはオーディオシステム、DVD、キーボード、直流電源装置等の教材を購入したところでございます。備考欄（２）、就学援助経費、小学校は、要保護、準要保護児童に係る就学扶助費及び特別支援教育に係る就学援助費となっております。

107、108ページをごらんください。項３中学校費、予算現額3,629万7,000円、支出済額3,414万9,770円、不用額214万7,230円となっております。

目 1 学校管理費、支出済額3,239万2,217円、不用額177万5,783円であります。支出済額の
前年度比較は568万6,975円の増で、主な要因は学校施設改修事業の増によるものです。
備考欄（１）、中学校運営経費でございますが、節 7 賃金は中学校においても支援を要する
生徒の増加に対応するため特別支援教育支援員を配置したところでございます。節18備品
購入費ですが、ホース巻き取り機、草刈り機、加湿器、除雪機、生徒用机を購入しており
ます。備考欄（２）、学校施設維持管理経費、中学校は、燃料費や清掃委託料など中学校施
設の維持管理に係る経費となっております。備考欄（３）、外国語指導推進事業、中学校で
すが、中学校及び幼稚園、成人向けの英会話教室、小学校 3、4 年生の外国語活動にかか
わる A L T の委託料となっております。備考欄（４）、予防接種、衛生検査経費、中学校で
すが、生徒の尿検査や心臓検査などを行っております。備考欄（５）、教職員福利厚生経費、
中学校ですが、教職員の健康診断、メンタルヘルス対策の経費となっております。備考欄
（６）、学校施設改修事業、中学校、節15工事請負費ですが、体育館煙突改修、地下タンク
ライニング工事を行っております。

目 2 教育振興費、支出済額175万7,553円、不用額37万1,447円であります。支出済額の
前年度比較は60万7,471円の減で、教材備品購入経費の減によるものでございます。備考欄
（１）、教材備品購入経費、節18備品購入費はスクリーン、テレビ、卓球台、理科実験機器
等の機材を購入したところでございます。備考欄（２）、就学援助経費、中学校は、要保護、
準要保護生徒に係る就学扶助費及び特別支援教育に係る就学援助費となっております。

109、110ページをお開きください。項 4 幼稚園費、目 1 幼稚園管理費、予算現額6,339
万7,000円、支出済額6,160万2,808円、不用額179万4,192円となっております。支出済額の
前年度比較は 2 億7,249万9,856円の減で、前年度に認定こども園園舎等の改築を行ったこ
とによるものでございます。備考欄（１）、幼稚園運営経費、こちらは更別幼稚園の運営に
要する経費でございまして、主なものですが、節 7 賃金につきましては幼稚園業務に伴い
ます臨時職員の賃金でございます。備考欄（２）、幼稚園舎維持管理経費、こちらは更別幼
稚園園舎の維持管理に要する経費となっております。備考欄（３）、認定こども園運営経費、
こちらは認定こども園上更別幼稚園の運営に要する経費でございまして、節 7 賃金につ
きましては認定こども園業務に伴います臨時職員の賃金でございます。備考欄（４）、認定こ
ども園園舎維持管理経費、こちらは認定こども園上更別幼稚園園舎の維持管理に要する経
費でございます。

111、112ページをお開きください。備考欄（６）、私立幼稚園就園奨励事業経費、節19
負担金補助及び交付金につきましては、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚
園に通園する幼児の保護者に対する負担軽減の助成でございます。備考欄（７）、園舎改修
事業、節15工事請負費は旧上更別幼稚園園舎解体工事に伴う経費でございます。

項 5 社会教育費、予算現額3,003万7,000円、支出済額2,896万6,543円、不用額107万457
円となっております。

目 1 社会教育総務費、支出済額1,709万4,436円、不用額46万7,564円、支出済額の前年度

比較は449万4,488円の減で、主な要因は子ども交流助成金の更別開催による減及び前年度に開村70周年記念事業を行ったことによるものでございます。備考欄（１）、社会教育委員会運営経費ですが、社会教育委員の会議４回やその他の活動に係る報酬や費用弁償となっております。備考欄（２）、図書室運営経費、節７賃金につきましては図書管理職員２名の賃金であります。また、節18備品購入費は図書の購入費でございます。備考欄（３）、生涯学習推進事務経費ですが、社会教育指導員の賃金など社会教育活動に係る経費となっております。備考欄（４）、青少年教育推進経費ですが、青少年劇場開催経費、地域子ども会子ども交流事業等の経費となっております。なお、子ども交流事業につきましては、平成30年度は更別村で交流を行っております。113、114ページをお開きください。備考欄（５）、成人教育推進経費ですが、ときめき夢民塾講座の開催経費や家庭教育学級、PTA活動の助成となっております。備考欄（６）、高齢者教育推進経費ですが、末広学級の運営に係る経費となっております。備考欄（７）、文化推進経費、節11需用費は村内文集、総合誌さらべつの印刷製本費などでございます。節19負担金補助及び交付金は、文化協会活動助成、文化振興講演等の助成金でございます。備考欄（８）、文化賞等式典経費は、文化賞、スポーツ賞表彰式及び成人式に係る経費となっております。備考欄（９）、コミュニティ・スクール推進事業、節８報償費につきましては、学校、保護者、地域の方により本村のコミュニティ・スクールのあり方や運営マニュアルについて検討した準備委員会の謝礼となっております。

目２社会教育施設費、支出済額1,187万2,107円、不用額60万2,893円、支出済額の前年度比較は65万3,903円の増で、主な要因は燃料費及び修繕費の増によるものです。備考欄（１）、農村環境改善センター維持管理経費ですが、燃料費や清掃委託料など改善センター維持管理に係る経費となっております。

項６保健体育費、予算現額１億1,602万3,000円、支出済額１億1,476万1,085円、不用額126万1,915円となっております。

115、116ページをお開きください。目１保健体育総務費、支出済額358万279円、不用額20万221円、支出済額の前年度比較は５万7,034円の増です。備考欄（１）、スポーツ推進委員会運営経費ですが、スポーツ推進委員会５回やその他の活動に係る報酬や費用弁償などの経費となっております。備考欄（２）、スポーツ振興経費ですが、ときめき夢民塾等のスポーツ教室開催に伴う経費、体育連盟及びスポーツ少年団の活動助成となっております。

目２体育施設費、支出済額8,446万7,934円、不用額90万3,066円、支出済額の前年度比較は1,958万1,743円の増で、主な要因はコミュニティプールの改修によるものでございます。備考欄（１）、柔剣道場維持管理経費から、117、118ページをお開きください。備考欄（７）、村民スケートリンク造成管理経費までが各体育施設の維持管理経費となっております。備考欄（８）、コミュニティプール改修事業、節15工事請負費は、コミュニティプールの外壁内部の塗装及び修繕を行ったものでございます。備考欄（９）、トレーニングセンター改修事業、節11需用費及び節18備品購入費につきましては、トレーニングセンター２階多目的

施設を幼児、児童の遊び場として整備したものでございます。なお、コミュニティプール改修事業につきましては、別紙でお配りしております各部門別主要な施策の成果及び予算執行の実績の概要5ページをご参照いただきたいと思います。

目3 学校給食費、支出済額2,671万2,872円、不用額15万8,628円、支出済額の前年度比較は136万5,149円の増で、調理員の補充によるものでございます。備考欄(1)、学校給食センター運営委員会運営経費ですが、給食センター運営委員会3回の報酬と費用弁償となっております。

119、120ページをお開きください。備考欄(2)、学校給食センター運営経費、節7賃金でございますが、調理員及び事務配送員の賃金となっております。備考欄(3)、学校給食センター維持管理経費は、光熱水費や燃料費など給食センターの維持管理に係る経費となっております。備考欄(4)、ふるさと給食助成事業は、地産地消や季節、行事給食の取り組みに係る事業となっております。備考欄(5)、保護者負担軽減事業につきましては、子育て世代の負担軽減のため多子世帯の給食費を軽減する制度といたしまして、小中学生の間で2人目を半額相当、3人目以降を全額助成しているものでございます。

項7 教育諸費、予算現額881万5,000円、支出済額833万2,214円、不用額48万2,786円。

目1 研究奨励費、支出済額323万642円、不用額18万2,480円、支出済額の前年度比較は24万8,457円の増で、主な要因は活動助成しております学校教育推進協議会及び教育研究所の助成金の増によるものでございます。備考欄(1)、教育奨励事業経費、節11需用費は、学校教育推進協議会などの教育団体が発刊しております村内文集「どんぐり」などの発刊物の印刷製本費でございます。備考欄(2)、研究奨励事業補助金等、節19負担金補助及び交付金は、学校教育及び学校運営等に関する団体であります学校教育推進協議会、教育研究所等への活動助成金となっております。

目2 学芸奨励費、支出済額327万1,546円、不用額14万7,454円、支出済額の前年度比較は27万419円の増で、スポーツ大会派遣の増によるものです。備考欄(1)、児童、生徒記念経費ですが、小中学校の卒業記念品となっております。備考欄(2)、教育奨励賞事業経費ですが、教育奨励賞受賞者へ贈呈するメダル、盾等の経費となっております。

121、122ページをお開きください。備考欄(3)、学芸奨励事業経費ですが、中体連各種大会に係る助成を行っております。備考欄(4)、学校スケートリンク造成管理経費ですが、各小学校のスケートリンク造成に係る経費となっております。備考欄(5)、各種文化・スポーツ大会派遣事業であります、水泳、卓球、ソフトテニス、バレーボール、スケートの全道大会及び全国大会へ派遣助成を行ったところでございます。備考欄(6)、園児記念経費ですが、幼稚園、認定こども園園児の入園記念のお菓子、卒園記念のお菓子と卒業アルバムに係る経費となっております。

目3 財産管理費、支出済額183万26円、不用額15万2,852円、支出済額の前年度比較は85万6,857円の増で教員住宅の改修を行ったことによるものでございます。備考欄(1)、教員住宅維持管理経費ですが、教員住宅の修繕費や街灯の電気料などの維持管理経費となつ

ております。備考欄（２）、教員住宅改修事業ですが、更別中学校D棟の土間補修、更別小学校E棟、F棟のトイレ換気扇取り付けを行っております。

最後に、教育関係の決算資料といたしまして、各会計決算資料の14ページには学級数、児童生徒数、教職員数の状況、15ページ、16ページには社会教育、体育施設の利用状況、17ページには給食センターの給食提供の状況を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6 番、安村さん。

○6 番安村議員 101ページ、102ページの関係で教育委員会費の中の備考欄にございます（４）番の更別農業高等学校の生徒確保等の支援金額といたしますか、支援対策の内容について補足説明いただきたいと思います。ただいまご説明いただきましたように、2,500万円の内数の概略としてスクールバスと、あるいは資格取得に関する助成という形で支出したというご説明いただきましたけれども、基本的に30年度の計画段階で、この内容の説明の中で寮生の土日の対応についての計画もこの中に盛り込みたいという形で予算化したいということでのご提案がございました。その内容について補足説明をいただきたいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 更別農業高校の生徒確保の支援事業の詳細でございます。

スクールバス負担助成につきましては1,839万240円、路線バス通学者負担助成につきましては414万3,460円、各種資格取得助成につきましては35万9,792円、更別中央中学校卒業生徒の被服助成につきましては10万円、部活動上部大会出場助成につきましては34万7,160円、農業クラブの大会助成につきましては45万円、生徒募集経費助成につきましては34万5,000円、長期休業中におけるバス運行経費助成につきましては40万円、村内生徒勧誘活動助成につきましては4万円、寮生週末滞在助成につきましては23万6,260円となっております。

以上でございます。

○議 長 川上次長、寮生の23万円の内容というか、どのような形の対応だったか教えてください。

川上教育次長。

○教育次長 申しわけございません。

寮生週末滞在の詳細でございますが、寮生の週末宿泊料は11月から3月まで発生しております、それは6万円となっております。そのほかに高校生の取り組みといたしまして、高校生グローバルサミットの宿泊、さらには生徒会農業クラブ合同リーダー研修宿泊というものが発生しております、そちらにそれぞれ3万円、14万6,260円を支出しているところ

ろでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 申しわけないですけども、端的に答えていただきたいと思います。

今回のこの中の補助金、交付金の中に寮生の土日の部分の対応を含めた予算措置をしたというご提案がございましたということで、その実態はどうなっているのですかとお聞きしているわけでございます。まず、実質的にどうなのかという部分をわかる範囲でご説明いただきたいと思いますというふうに思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 1時58分 休憩

午後 2時03分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 寮生の宿泊の件でございますが、寮生1名がこの制度を利用して宿泊したということでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 聞きたい内容が右往左往している部分があるのですが、まず利用者、11月から3月までということで土日対応ということで、非常に私は期待をしていた部分があるのです。なぜかという、前段長くなりますけれども、やはり寮生が寮に入るための条件として遠方から来られている方、あるいは十勝管内等から来ている方についての寮に入りたいという希望があっても、土日出ていけということで、これはなかなか帰れないという部分もあって、ある程度更別農業高等学校に対する足向けがなかなか遠のいているという実態を考えると、一つの有効手段としてこの寮生の土日の対応というのは物すごく大切だなという私は認識を持っていました。かつ、やっぱりスポーツ振興の部分についても、スクールバスが4時ぐらいに出てしまうということで、野球をやりたい方、サッカーをやりたい方についても、寮に入ればある程度できる。ただし、土日はどうしても寮にいけないという部分の期待感があった中で、今ご説明いただいたように、本来からいえば、それは思いがあっての発案だと思うのですが、地域創造センターの宿泊施設も利用しながらという附帯説明もいただいたと思うのです。その中で残念ながらというか、11月から3月までの実績ですから、何とも言えない部分あるのですが、私どもが期待している部分よりも、逆に言えば学校の教育行事にかかわる宿泊ばかりがカウントされて、実質的に本当の純粋なる土日対応という部分で1名というのはちょっと寂しい気がしたものですから、それらも含めてご質問させていただいたわけです。まず、周知の仕方も含め

てどのような形でなされたか、いま一度説明いただければありがたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 寮生の土日の宿泊所の確保ということで、この予算につきましては30年度から始まったということでございます。今回30年度のときに予算づけをするのですけれども、生徒募集の時期というのは、予算づけの前に始まってしまうものですから、そういうような施設、そういうような土日の宿泊所が確保できていますよということは載せられない状況だったものですから、その辺については周知ができていなかったのかなと思います。ただ、今後、これは1年たちましたので、きちんと要綱に載せまして、子どもたち、そして各中学校にもそういうような制度があるということで周知をして生徒確保に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今お答えいただいたのですけれども、それは改善対策の一環としての思いだというふうに受けとめております。

私、今ご質問させていただいている内容というのは、期間途中だったというのは、それは事実、認めたいと思います。ただ、基本的にもう寮生はある程度入っているわけですから、もう4月なり5月から入っているわけですから、基本的にそれがあくまでも創造センターの宿泊施設に限らず、やっぱりそういう周知というのは僕は逆に図れたのではないかなというふうに思っています。1名ということの是非については、それは今後の改善対応に期待をしたいと思うのですけれども、やはりそこが事業計画の中で村としてのあり方を、せっかく振興会なりなんなりにお金を助成するのだよという前提の中で土日対応してくれるのだという部分が、幾ら未整備であっても、これはいつごろからやりますというのは言えたはずですし、そう周知すべきだったと思うのです。その中でやはり1名だったということは、1名いたということは、まだまだ周知すれば土日対応も含めてできたはずだというふうに判断するのが僕は正しいというように思っているわけですし、その点やはりこれからそういうものも含めて生徒募集だけの部分ではなくて、寮に入っても土日の対応できるのだよ、いろんな活動がその中でできるのだよという部分を周知していかなければ、僕はこの意味がないと思っていますので、その点の見解についていま一度、私はこのつかみの部分できちとした明白な指示をして助成金を組んだのか組まないのかという部分を含めて再度確認だけさせてもらいたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 その周知の方法についてちょっと甘かったのかというご指摘かと思いますがけれども、この周知の方法につきましては、当然村内の小中学校の学校の先生には、校長先生には伝えております。あわせて、高校での周知の方法につきましては高校生に任せるところがございまして、その部分につきましてはきちんと各生徒さんにつながるように説明をしていって、この制度が有効活用されるように努めてまいりたいというふうに

思います。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 高校の根幹にかかわるところもありましたので、私のほうからちょっと。

教育長とも何回か話をして、また更別農業高校の先生あるいは校長先生とか教育委員会と連絡をとっております。寮について、土日部活をやりたい、あるいは遠くから来ていて、学校行事の前とか、いろんな農業クラブの発表とかありますよね、全国大会とか全道大会、その打ち合わせとか予行練習とかいろんな部分について、土日やっぱりいたいというようなこともあります。将来的なことを考えますと、道立高校の場合、募集範囲も、前も言いましたように全道各地あるいは本州からも来ていた。そうすると、やっぱり寮が必要になるわけで、と同時に土日のところの要望が高く出ているものですから、そこは今周知をしながら委員会ともしています。希望も、ことしの実績は詳しく報告は聞いていませんけれども、村内の旅館であるとか地域創造センターとかに宿泊をして、それぞれ土日の活動をしているという部分も聞いておりますし、その部分はきちんと予算計上の折にもしっかりと報告をさせていただきたいですし、村の方針としても説明させていただきたいというふうに思います。

道のほうには、私と教育長のほうから寮のあり方について、やはり土日を何とか、土日なものですから、学校の先生の勤務状況とかいろいろあるのですけれども、そのところを何とかできないかと。あるいは、そういうような方法がないかということで今道教委とも話を詰めております。全国から、あるいは道内から、あるいは今いる子どもたちは土日も活動できたり、部活にいそしんだり、いろんな村の行事に参画したりということで、本当にそういう要望にしっかり応え、そしてそういう中で更別農業高校に来て土日はきちんとそういう宿泊施設もありますよということの周知もしながら今後取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 そうしますと、もう一度確認だけさせてください。

今のご回答の中に寮生の対応1名という形でございましたけれども、11月から3月までということですので、まず何日間というか、土日の対応、1名で何日間対応できたのかという数字があれば教えていただきたいということと、しつこいようではありますが、もともとのこの奨励金等の支出に当たっての積算基礎で、多分寮生の土日対応の中での予算措置というのは、全体の二千何百万組むときにこのぐらいというふうに見込みあったと思うのですけれども、その内訳、どのぐらいの規模で、何人規模で、どのぐらいの予算見ていたのかも、わかる範疇でいいですので、ご説明だけお願いします。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 2時12分 休憩

午後 2時17分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 お待たせしました。済みません。

寮生滞在の関係でございますが、まず予算の積算につきましては通年を見込んだのですが、1名で通年の利用ということで予算のほうは積算したところでございます。1名でございます。

実績の詳細につきましては、今確認ができませんでしたので、後ほど報告させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 何度も済みません。

今質問したのは、寮生対応で決算で23万6,000円という話になったのですけれども、どうも説明を聞いていると、いろんな各種大会だとか、いろんな部分を含めていると僕解釈したものですから、ちょっと金額違うのかなという意思があって質問させていただきました。

教育長にお願いというか確認なのですけれども、この対策については、寮生については土日の対応という形になると、学校側と教育委員会というか、いわゆる教育委員会ではないのですけれども、所管が違うと思うのですけれども、学生対応の中でただ宿泊して泊めておくという形にできるのかできないのか。多分以前は、長野県から来られた方については、あくまでも土日は実習というか、体験実習みたいな形で宿泊が認められたという形になっていたと思うのですけれども、そこを説明というか、教えていただければありがたいと思うのですけれども。ただ土日、今の計画の中の例えば各種民間というか、宿泊施設にぼんと入れて、そのままにして何もしなくていいのかという部分、学校の対応も含めた中でちょっと不明瞭な部分があるものですから、わかる範疇で構いませんので、ご説明いただければと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 今回のこの助成につきましては、土日を村内で研修するとか、そういう部分に使っているということではなくて、あくまで土日帰らなくて済むという部分での宿泊補助ということになります。

以上です。

○議 長 教育長、学校の管理とかそういうのが必要なかどうかという、そういう仕組み程度のことについても聞いているので、その辺。

荻原教育長。

○教 育 長 失礼しました。

学校の管理からは外れて、村内の宿泊施設に宿泊するということでございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当に確認、確認で申しわけございません。

以前までは、やはり生徒ですから、大事な生徒ですから、ある程度管理下においてのそういう部分というのは土日の対応ということで、村内の農業者の方等にお世話になりながらという形なのですけれども、ただ心配なのが、この分の計画段階も含めて、今教育長がご説明いただいたように、あくまでも土日対応だよという形の中になってしまうと、極めて子どもたちの行動ですので、これはある程度やはりただ宿泊というか、土日出されるから用意しました、はい、泊まってくださいという形で済むのか済まないのかという部分は、極めてそこは精査していかないと、この計画提起自体が問題になってくるといふふうに私は解釈してしまうのですけれども、その点押さえ方をきちっとしていかないと、ただ土日の宿泊施設を用意しました、あとはフリーですよという話になるという考え方で本当に通せるのか通せないのか。そういう部分も含めてやっぱり対応を図っていかないと、多分問われると思うのです。だから、その点の押さえ方が今ご説明いただいたように、あくまでも村側としては、教育委員会側としては土日、遠くから来られている方や何かも含めて、帰るのも大変だ。親が土曜日迎えに来て、金曜日の夜来たり土曜日の朝来たりして、日曜日にまた寮に連れてこなければならぬ。遠い方は、本当に道東の端のほうから来られた生徒もいらっしゃいますから、現実的に知っておりますけれども、それらを含めて対応すべきだという判断は正しいと思うのですけれども、やっぱりその対応の仕方というか、生徒をきちっと見守るというか、この管理というのもおかしいのですけれども、きちっとやっぱりその体制づくりの中で子どもに対応するという形でないとだめだと思うのですけれども、今の説明ではちょっとというか、これってやっぱり対応というか、宿泊場所は用意しましたけれどもということだけの理論で、この対応というのは進めれるのかどうか、疑問視せざるを得ないのですけれども、どうでしょうか、その点の考え方というのは。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 生徒が一人で無人のところに泊まるということではないものですから、そういう部分については、例えば村内に民間の宿泊施設もございます。そこには当然そこに管理されている方、オーナーの方もいらっしゃいますし、そういう方をお願いしながら、あるいは学校もそういう生徒につきましてはきちっと生徒指導して、心構えを持って宿泊してもらおうということで指導していただこうかなというふうに思っております。ただ、まだ件数、これから改めて調べてご報告いたしますけれども、件数がふえてきたら大変な管理業務がふえてくるとお思いますので、その部分につきましては泊めていただく施設の管理者の方、そして学校の指導する先生、教育委員会も一緒になってどういう方法が一番望ましいのかということに進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 少し確認というか、お尋ねしたいのですけれども、中札内村と指導主事

の共同設置を始めて、もう何年にもなりますね。これ画期的なことで、道から言われて。道内のほかでこういう事業を行っている町村があるのですか。町村をまたいで、こうやって。

それと、もう一点、これは永遠と中札内村、更別村で続いていくのですか。

それと、その結果として、指導主事は中札内と更別で交互にやっている事業、すごいと思うのですけれども、これご承知かと思うのですけれども、最初中札内の議会では非常に更別村とこれを置くことに委員会でもめまして、私もそこに参画してちょっと話したことあるのです。これは、ずっと将来的も続くのか。それから、これが広がって道内でこれに見習って広がっているのかと。それと、結果としてどういうよいことがあったのか。悪いことはないでしょうけれども、どうなっているのか、その辺の説明を、これ教育長でしようけれども、お願いします。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 初めの質問の、ほかにこういうようなことをやっているところがあるのかということなのですから、指導主事につきましては学校教育法でとりあえず置くように努めなさいということになっておりますので、よっぽどのことがない限り置かなくてはならないのですけれども、これは予算の関係がありますので、置いていないところもあります。置いているところもあります。その市町村数については把握しておりませんが、そういうような状況になっているのかなというように思います。

あと、2点目のこの共同設置を永遠としてやるのかということなのですから、多分道内でこういう形で複数の町村が共同設置する指導主事というのはないのかなというように、私今の記憶なのですから、思っております。この指導主事につきましては、例えば来年度から学習指導要領も変わります。あるいは全国学力・学習状況調査ですとか運動能力調査ですとか、いろいろあります。それに対する、やった後のいろいろな対応、まだまだあります。これからいろいろ学習指導要領の変った部分について対応していかなければならない中で専門知識を持った学校指導主事という方はどうしても必要になっているかと思っておりますので、今後も引き続き設置をしていくように中札内村とは協議していきたいと思っております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 結果的に、規模的にいえば置いてよかったと、これからも必要だと、そういう理解でいいですね。隣の中札内とのお話もあるでしょうから、やはり最初にいろいろ心配したことから思えば、置いてよかったと、プラスになっていると、単純にそう考えてよろしいですか、いろんな面で。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 指導主事が設置される前は、教育委員会職員がその業務を担っていたということになります。ただ、こういう形で今いらっしゃる指導主事の先生につきましては、校

長登録された方で、本当にベテラン、スペシャリストということで各学校の指導に当たっていただいております。私は、それを設置することにつきましては大変よかったなと思っております。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 115ページ、116ページの目1保健体育総務費、備考欄の(2)、スポーツ振興経費、その下の19番負担金補助及び交付金のことで、ここの中にスポーツ少年団活動助成金というのが82万円入っているのですけれども、ここの中で1年間活動した中で少年団と先生の不足など、問題、課題はたくさんあると思うのですけれども、この金額で今後やっていけるのか。ことし1年間やった今後の見通し、ことし1年の反省と今後の見通しについてお聞きしたいのですけれども、どのように考えているのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 スポーツ少年団の助成金でございますが、決算はこのような形になっているのですが、ことしの年度頭におきましても各少年団で課題があるというふうには伺っております。そういったところ、今年度運営していきながら新年度の予算に向けて団本部と教育委員会事務局と調整しながら、対策が必要で、それに対して助成金が増額の必要性があれば、それも協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ページで申し上げますと、111ページ、112ページとなりまして、目1社会教育総務費、2点ございまして、1点目、備考欄の(2)、図書室運営経費とございますけれども、私が利用頻度が少ないせいもありまして、お尋ねするところもございまして、何名の体制なのか。それと、18の備品購入費ということで図書購入費と先ほど申ししていたと思うのですけれども、この図書の選定というのはどのような選定方法といたしますか、何名くらいの方で選定しているのかをお聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、(4)です。その下になりまして、青少年教育推進経費のところの仙台の東松島との交流事業が長年行われておりますけれども、更別村にてことしはというお話がございました。これは、どれぐらいの人数だったかというのをお知らせ、両方ですね、していただきたいと思います。お願いいたします。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 まず、図書の職員の数でございますが、司書2名を配置しているところでございます。また、図書の購入に当たっての選定の件でございますが、当初専門の職員2名、司書でありますので、基本的には司書の方に選んでいただいて購入していただいているところでございます。

あと、東松島の参加状況でございますが、平成30年度におきましては更別の子どもが5年生12名、6年生6名、合計18名、東松島市の子どもが5年生11名、6年生9名、合計20

名ということで、合わせまして38名の子どもが集まって交流しているところでございます。
以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 小学校2つあるわけなのですけれども、小学校のスケートリンクと、それと村民スケートリンクのことについて伺いたします。

これ村民スケートリンクに関しては二百ウン十万の予算で立派なスケートリンクをつくっているわけなのですけれども、片や小学校のリンクは2つつくられていると思うのです。そのつくるに当たっては、大変父兄というか父母の協力のもとにつくっていると思うのですけれども、その経費はどのぐらい見ているのでしょうか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 学校のスケートリンクに関しましては、決算書の121ページ、122ページの説明欄、備考(4)、学校スケートリンク造成管理経費の中で見ておりまして、こちらで小学校2校のスケートリンクを造成しているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 更別のことをいいますと、すぐそばに村民リンクあるわけなのです、村民グラウンドに。ここを利用するというような形をとれないものかなと単純に考えるわけなのです。授業時間が云々という話は聞いたことがあります。1時間の制限時間の中で移動したら終わってしまうということもあると思うのですが、その辺は時間の変更等を考えながら、スケートリンクつくるとするのは父母にとっても大変な負担になるようなのです。その辺も少し臨機応変に考えて、せっかく立派な村民のスケートリンクがあるので、それを利用するという形に持っていけないものかどうか質問したいと思います。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 学校のリンク造成の件でございますが、あくまでも学校及び保護者の協力のもとに造成を行っていただいているところでございまして、過去にも必要性について議論があったというふうには伺っておりますが、今のところそれぞれの学校で造成をすることによって伺っております。ただ、もちろんそれぞれの学校でいろんな中で村民リンクを利用したいという話が出てくれば、それはもちろんそれを否定するものでもございませんので、協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 106ページの先生の賃金なのですけれども、先ほど説明で特別支援学校の先生、更小が3人、上更小が1人、中学校が1人という説明があって、間違いのないですね。それで、以前もお聞きしたことがあるのですけれども、例えば賃金なのですけれども、小学校経費で997万円といったら1名250万割っていますね。賞与とか、そのことは承知していません。それで、中学校の賃金見ますと248万6,265円。それで、一番難しいというか、

大事なことをお願いしている先生。それで、外国語の指導助手、これは派遣かどうか知りませんが、新任で441万円。見ていると非常にバランスが悪いというか。この年数は別に、先生、これで手挙げてたくさん応募していただけるのかどうかも含めまして、その辺を確認させていただきたいのと、恐らくこれは道職員ではありませんから、村の持ち出しだと思うのですが、その辺の確認も含めてお願いします。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 各学校における特別支援教育の支援員でございますが、こちらは村の臨時職員ということでございまして、村の臨時職員の中でも職種に応じた賃金単価を設定しております。その中で支払っているものでございます。

また、中学校のALTにつきましましては、ALTを派遣していただける会社から委託料として払っておりまして、雇用の体系も異なっておりまして、また人材確保云々というところでALTに関しましてはそれなりの人材が、30年度中学校におきましては会社を通じて派遣していただいたのですが、そういったところの会社のノウハウもございまして、こんなような経費になっていると理解しているところでございます。

また、特別支援員の配置につきましましては、全額村の単費によるところでございます。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それで、それだけの資格を持って、教員免許を持って、恐らく教育大学なり大学を出てきている人たちが、将来は先生を目指すのかどうか別にしても、どこまでいっても先生ですよ。村の臨時職員で、それはそれで決めでしょうがないのですけれども、240万円。決めますから、しょうがない。それで、優秀な人材というか、応募者はその年でいろいろでしょうけれども、十分応募者がいるのですか。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 応募をかけて、タイミングによってはなかなか人材が見つからないというタイミングもございしますが、今のところは定数に満たした人材を確保できているところでございます。

以上です。

○議長 長 荻原教育長。

○教育長 賃金に比べて、先ほど優秀な先生が集められるのかという話なのですけれども、今勤務していただいている支援員の先生方につきましては、大変学校から素晴らしい先生を採用していただいたということで言葉をいただいております。

以上です。

○議長 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 それはそれで本当にボランティアというか、今、年間所得が200万円以下はプアなのです。それで、将来、今も先生でしょうけれども、これからも先生を目指すでしょうし、先生でいくのかどうか別にしても。どうもその辺の賃金のバランス的にいう

と、聞いているほうというか、僕らにするとそこで納得をしなさいよ、頑張ってくれているよと。そういう納得で、こっちは納得できないから質問しているのですけれども、そこら辺はやっぱり改善の余地はあると僕は思うのですけれども、どうですか。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 支援員の賃金でございますが、一応臨時職員ということもございまして、それぞれの資格でしたり職務に応じた賃金の体系をとっているところでございますが、今後に向けて見直しが必要であれば前向きに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議 長 1 番、遠藤さん。

○1 番遠藤議員 先ほどの質問に対して教育長のほうから、学校の先生からはいい評価を受けていると。私は、片手落ちではないかなと、正直。支援を受けている子どもの父兄の評価、あわせて学校の先生からの評価、私は両方必要だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 支援の先生にかかわらず、一般教員の先生につきましても、やはり地域にきちんと溶け込んだ先生でなければならないと思っておりますので、当然地域の方からの学校の先生方に対するご意見についてはきちんと聞いていきたいというふうに思っております。

○議 長 6 番、安村さん。

○6 番安村議員 111、112ページの社会教育総務費の中の生涯学習推進事務費の中の内容で少し確認をさせてください。

賃金の関係で当初予算計上が276万6,000円ということで、この計画の立案に対して生涯学習推進事務としてコミュニティ・スクールコーディネーター職員を配置するというご提案で承認した経過がございます。しかし、実態を見ますと、賃金が134万5,000円という形で満度にかどうか、十分その部分の思いが反映された30年度の計画でなかったというような形にも捉えられるのですけれども、その点の内容といいますか、その実態についてのご説明を少しお願いしたいと思います。

○議 長 荻原教育長。

○教 育 長 社会教育指導員の雇用の関係だと思うのですけれども、年度当初該当者がいるということで採用いたしました。当然お願いしておりましたコーディネーターも、コミュニティ・スクールのコーディネーターも兼ねてやっていただくということでやっていただいたのですが、自己都合で1カ月ちょっとでやめられたというような状況がございました。なかなか社会教育指導員の方につきましては、教育委員会としてはできれば学校現場を踏まれてきた方にやっていただきたいという思いがありまして、その方をいろいろ探したのですけれども、時期的にもう新年度に入ってから人を探すというような作業になってしまいまして、なかなか見つからないということで、これまで教育委員会の職員としてで

もいろいろご尽力いただいた方に何とかお願いして社会教育指導員の業務をしてもらうことになったのですけれども、ただこの方につきましては都合があつて、コーディネーター業務については控えさせていただきたいというお話があつたものですから、その関係で30年度につきましては当初予算ではコーディネーター業務を見ていたのですけれども、内容的には社会教育指導員の従来業務しかなかったということでこのような決算状況になっております。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 107、108ページです。目1学校管理費、備考欄の(1)、中学校運営経費の中で8の報償費148万4,516円あるのですけれども、これ予算で87万5,000円で、恐らくスクールカウンセラーの分がふえたかなと思うのですけれども、勤務の日数と時間等、補足説明いただければと思います。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 スクールカウンセラーの報償費でございますが、勤務日数は76日、勤務時間で440時間の勤務時間となったところでございます。ただ、こちら補正予算で追加させていただいた予算でございますが、最終的にその追加した予算は消化できなかったような実績になってございます。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ごめんなさい。今の答弁の中の消化できなかったという意味がよくわからなかったのですけれども、もう一度お願いします。

○議長 長 川上教育次長。

○教育次長 カウンセラーの報償費でございますが、年度途中補正予算で見込みとして480時間の勤務を見込んで補正予算を組んだところでございます。それが実績としましては440時間ということで、見込んだ数字よりは実績としては届かなかったという状況になったところでございます。

以上です。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 113ページから114ページの関係で農村環境改善センターの関係、いわゆる子どもの居場所づくりの関係の予算措置について30万円と、次ページにあります改修工事の、118ページですか、改修工事をしたということで50万円の予算措置ということでそれぞれ実施したわけでございますけれども、年度途中の経過しかないから、正規の部分というのは見えない部分あるのでしょうかけれども、暫定でこの改修によって子どもたちといいますか、親御さんの利用という部分で把握できていましたら、人数を教えてくださいたいのですけれども。

○議長 長 ここで答弁調整のため午後3時5分まで休憩いたします。

午後 2時50分 休憩

午後 3時04分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川上教育次長。

○教育次長 トレセンの多目的ルームの改修の利用状況でございますが、平成30年度の改修前の4月から7月までの村内の幼児の利用者の平均が8.75人ございました。それが設置後、9月から3月までの利用の月平均が101人ということで、利用していただいていると思っていますところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今改修前という話ですけれども、改修前については多分入って、階段の下側というか、あそこを指しているのですか。改修前も、例えば2階が利用があったとかという意味で今説明いただいたのですか。その点、もう少しわかりやすく説明してください。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 申しわけございません。トレーニングセンター全体の数字でございまして、利用簿というものがございまして、いわゆる利用簿につきましては特段2階の多目的スペースに限った利用簿というのは調整しておりませんので、あくまでもトレーニングセンター全体の利用でございまして。ただ、幼児というものが2階の多目的ルームでふえているのかなと思っていますところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今説明いただいたのは、そうしたら今冒頭で改修前の4月から7月までという後に幼児という形で今説明いただいたのです。それが1日8.75人と。そして、改修後の9月からについては1日当たり101名という説明いただいたのです。それは、今説明補足してくれたけれども、再度説明してくれたけれども、幼児ではなくて、あくまでも別添資料にもありますように、改善センターの利用人数の1日平均という今説明なのですよね。

○議 長 川上教育次長。

○教育次長 申しわけございません。トレーニングセンター全体の中での幼児の利用ということで先ほど説明させていただきました。いわゆる多目的スペースの利用のみを集計したデータがないものですから、あくまでもトレーニングセンター全体という利用実績の中の幼児の利用に関して先ほど説明させていただいたところでございます。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員　それで、多分評価としてはかなりふえているという評価を教育委員会としてはしているということで、改修してよかったという多分判断をしているというふうに思いますけれども、私は30年度の冒頭の計画の中でも申し上げたとおり、やっぱり子どもを分散させる、幼児だとか小学校だとかいろんな部分で分散措置というのは、今後の対応について非常に好ましくないという意見を述べさせていただいております。ただ、たまたま今回は幼児の居場所づくりということで、これからの何年かの集計も見ていかなければわからないという部分ありますけれども、やはりそこは余り分散しないで、子どもたち、今でもやっぱり小学校から中学校までの生徒の動向を見ていると、それはそれなりの自分の思いがあってそれぞれの施設を利用しているという部分あるのでしょうかけれども、いまだかつて社会福祉センターだとかm a ・ n a ・ c aだとか、いろんな部分でたむろしているのではないけれども、休憩をとっている生徒が非常にいます。これは、そういうものも含めた中で全体でどうするかということを考えていかないと、やはり目配り、気配りも含めて子どもを守るという、コミュニティという部分からも含めて非常に大事な作業になると思いますので、その点は十分把握しながら、最もベストな方向に進めるようお願いしたいというふうに思っております。

○議　長　荻原教育長。

○教 育 長　ただいまのご指摘ですけれども、その部分につきましてはきちんと捉えて、教育委員会だけの問題でもないものですから、村長部局も一緒にその辺については今後対応するように検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議　長　それでは、ここで先ほど保留となっておりました安村議員の質疑、更別農業高校生徒確保等支援事業に対する答弁について川上教育次長より発言を求められておりますので、これを許します。

川上教育次長。

○教育次長　申しわけございません。

寮生の滞在の事業でございますが、11月から3月までの利用の詳細でございますが、合計20日間の利用となっていたところでございます。熱中小学校のドミトリーハウスを利用したというふうに伺っております。

以上でございます。

○議　長　よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議　長　そのほか質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

次に、121ページ、款11災害復旧費から123ページ、款14予備費までに入りたいと思います。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 災害復旧費について補足説明をさせていただきます。

款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、予算現額526万9,000円、支出済額30万6,147円、不用額496万2,853円の決算となっております。

目1農業用施設災害復旧費は、支出済額30万6,147円、不用額388万2,853円でございます。備考欄をごらんください。(1)、農業用施設災害復旧事業、単独(農林)の委託料30万6,147円は、8月の大雨警報発令に伴い大型土のう50個を製作したものでございます。なお、その後の降雨量の状況から実際には土のうの設置はしておりません。

目2林業施設災害復旧費は、風水害が発生した際の支障木、危険木伐採に要する経費として計上したのですが、支出がございませんでしたので、予算額108万円の全額が不用額となっております。

項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、災害の発生による被害がありませんでしたので、当初予算額全額を減額補正としております。

項3その他公共施設災害復旧費、目1公共用施設災害復旧費は、予算現額60万円、支出済額34万7,006円、不用額25万2,994円で、支出済額の前年度比較は10万6,166円の増となっております。備考欄をごらんください。(1)、公共用施設災害復旧事業、単独は、北海道胆振東部地震発生による停電のためマンホールポンプ非常用発電機の借り上げ料及び燃料費を支出しております。

公債費について補足説明を申し上げます。123ページ、124ページをお開きください。款12公債費、項1公債費、予算現額7億4,244万6,000円、支出済額7億4,243万7,133円、不用額8,867円の決算となっております。

目1元金は、支出済額7億2,767万9,991円、不用額9円で、支出済額の前年度比較は5,948万7,195円の増となっております。本年度から償還開始となった村債の元金が1億2,762万9,547円、前年度で償還を終了した村債の元金が7,116万1,447円で、この差し引きが減額の主な要因となっております。

目2利子は、支出済額1,475万7,142円、不用額8,858円で、支出済額の前年度比較は458万664円の減となっております。償還期間の経過による利子の減少が減額の要因となっております。備考欄をごらんください。(1)、一時借入金利子の不用額は8,085円、(2)、長期債償還利子の不用額は773円となっております。

続きまして、諸支出金について補足説明を申し上げます。款13諸支出金、項1基金繰出金、目1土地開発基金繰出金は、予算現額58万円、支出済額57万9,609円、不用額391円で、支出済額の前年度比較は32万7,965円の増となっております。基金の運用から生ずる収益を基金に繰り出したものでございます。

項2過年度過誤納還付金、目1過年度過誤納還付金は、予算現額145万7,000円、支出済額145万6,574円で、不用額は426円となっております。支出済額の前年度比較は241万2,233円の減となっております。平成29年度子ども・子育て支援交付金確定による返納金64万

6,000円、平成29年度障害者医療費国庫負担金の確定による返還27万5,183円などを支出しております。

予備費について補足説明を申し上げます。款14予備費、項1予備費、目1予備費は、予算額が250万円で、予備費の支出はありませんでしたので、全額が不用額となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで一般会計歳出決算を終わります。

一般会計歳入決算について歳出と同じように進めます。

7ページ、款1村税に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、歳入の補足説明をさせていただきますので、7ページ、8ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、平成30年度各会計決算資料3ページをご参照いただきたいと思います。

款1村税、項1村民税、予算現額3億988万9,000円、調定額3億1,403万8,511円、収入済額3億1,143万6,685円、不納欠損額2万798円、収入未済額258万1,028円、収納率は99.17%となっております。

目1個人、収入済額は2億6,981万5,785円でございます。節1現年課税分の収入済額は2億6,925万5,783円で、収納率は99.86%、節2滞納繰越分の収入済額は56万2円で、収納率は20.20%となっております。不納欠損額2万798円につきましては、2名の納税者の合計額となっております。このうち1名につきましては、資産が発見できず、地方税法第18条により5年が経過したことで納税義務が消滅いたしました。1名につきましては、生活保護が決定したため地方税法第15条の7の第1項第2号の理由により滞納処分の執行を停止してから3年継続したため、同条第4項の規定により納税義務が消滅をいたしております。

目2法人、収入済額は4,162万900円でございます。節1現年課税分は、75法人の申告納付分で、収納率は100%となっております。

項2固定資産税、予算現額3億146万9,000円、調定額3億650万4,858円、収入済額3億208万2,258円、収入未済額442万2,600円で、収納率は98.56%となっております。

目1固定資産税、収入済額は3億169万4,058円でございます。節1現年課税分の収納率は100%となっております。節2滞納繰越分の収入未済額は、4件で442万2,600円、収納率は1.42%となっております。

目2国有資産等所在市町村交付金及び納付金、収入済額は38万8,200円でございます。村内に有する国及び道の保有資産に係る固定資産税相当分を交付金として収納しております。

国有林562.98ヘクタールと更別農業高等学校の資産分となっております。

項3目1軽自動車税、予算現額1,197万円、調定額1,198万3,500円、収入済額1,196万9,100円、収入未済額7,200円、収納率は99.88%となっております。節1現年課税分は収納率100%で、節2滞納繰越分の不納欠損額7,200円につきましては、1名の納税者で生活保護が決定し、地方税法第15条の7の第1項第2号の理由により滞納処分の執行を停止してから3年継続したため、同条第4項の規定により納税義務が消滅をいたしました。1件、7,200円が収入未済額となっておりますが、滞納者に対しまして催告、納税指導等を行い、その収納に努めているところでございます。

項4目1たばこ税、予算現額1,951万9,000円、調定額、収入済額、同額の1,959万1,781円となっております。

以上で補足説明を終わります。

○議長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 次に、7ページ、款2地方譲与税から9ページ、款8地方特例交付金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、地方譲与税についてご説明を申し上げます。

款2地方譲与税、項1目1地方揮発油譲与税は、予算現額3,963万3,000円、調定額、収入済額、同額の4,096万1,000円となり、前年度比較18万3,000円の増となっております。地方揮発油譲与税法第3条の規定に基づき、その収入相当額の100分の42を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されているものでございます。

項2目1自動車重量譲与税は、予算現額9,642万6,000円、調定額、収入済額、同額の1億90万4,000円となり、前年度比較95万円の増となっております。自動車重量譲与税法第1条の税収入額の3分の1相当額を市町村の道路延長、道路面積により案分し、交付されるものでございます。車検時等に納入する自動車重量税が原資となっております。

9ページ、10ページをお開きください。款3項1目1利子割交付金は、予算現額87万5,000円、調定額、収入済額、同額の85万3,000円となり、前年度比較19万3,000円の減となっております。預貯金に対する利子税20%のうち5%相当額から都道府県間の調整を行い、5分の3に相当する額を都道府県内の市町村に交付されるものでございます。

款4項1目1配当割交付金は、予算現額110万円、調定額、収入済額、同額の115万円となり、前年度比較33万9,000円の減となっております。地方財政対策として一定の上場株式等配当に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に配当割として交付されるものでございます。

款5項1目1株式等譲渡所得割交付金は、予算現額81万9,000円、調定額、収入済額、同

額の99万1,000円となり、前年度比較51万7,000円の減となっております。上場株式等の譲渡益に対し5%が道民税として納付され、5分の3相当額が市町村に交付されるものでございます。

款6項1目1地方消費税交付金は、予算現額6,280万4,000円、調定額、収入済額、同額の6,343万3,000円となり、前年度比較101万7,000円の増となっております。消費税8%のうち、地方消費税分1.7%相当額のうち2分の1が都道府県に、残り2分の1が市町村の人口、事業所等の従業員数により案分して交付されるものでございます。なお、平成26年4月1日に地方消費税率が1%から1.7%に引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

款7項1目1自動車取得税交付金は、予算現額2,905万5,000円、調定額、収入済額、同額の3,148万2,000円となり、前年度比較348万5,000円の減となっております。都道府県に納められた自動車取得税の66.5%相当額を市町村の道路延長及び道路面積により案分し、交付されるものでございます。

款8項1目1地方特例交付金は、予算現額88万8,000円、調定額、収入済額、同額の131万8,000円となり、前年度比較30万6,000円の増となっております。恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補填するため、地方税の代替的性格を有する財源として将来の税制の抜本的な見直し等が行われるまでの間交付されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、9ページ、款9地方交付税から11ページ、款10交通安全対策特別交付金に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 款9項1目1地方交付税からご説明を申し上げます。

11ページ、12ページをお開きください。目1地方交付税は、予算現額19億7,291万3,000円、調定額、収入済額、同額の20億5,189万2,000円となり、前年度比較1,156万9,000円の増となっております。普通交付税で前年度比較1,052万6,000円の減となっており、基準財政需要額のうち公債費、過疎対策事業債償還費で4,057万1,000円が増加しておりますが、地方財政計画の歳出特別枠である地域経済基盤強化雇用等対策費の廃止に伴い、臨時費目である地域経済雇用対策費が廃止され、6,812万2,000円減額となったことが主な要因となっております。特別交付税は、前年度比較2,209万5,000円の増となっております。

款10項1目1交通安全対策特別交付金は、予算現額80万8,000円、調定額、収入済額、同額の82万5,000円となり、前年度比較7万8,000円の減となっております。交通違反の反則金による収入額から郵便取り扱い手数料等の経費を控除し、その3分の1が市町村の過去

2カ年の交通事故発生件数の平均値及び人口集中地区人口並びに改良済み道路の延長という3つの指標により、一定の割合で配分されるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 次に、11ページ、款11分担金及び負担金、款12使用料及び手数料に入ります。補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、款11分担金及び負担金からご説明を申し上げます。

款11分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、予算現額3,111万4,000円、調定額、収入済額、同額の3,111万4,185円となり、前年度比較679万3,129円の増となっております。道営畑総担い手育成事業、更別第3地区分担金が増加したことによるものでございます。

項2負担金、予算現額2,744万円、調定額2,738万1,240円、収入済額2,734万6,840円となり、前年度比較74万627円の減となっております。保育所入所者費用徴収金が入所実績により243万9,660円増加いたしました。が、本年度より営農用水事業負担金を簡易水道事業特別会計に統合したことによるものでございます。

目1民生費負担金、収入済額2,061万9,860円は、老人保護措置費、入所者費用徴収金、学童保育所入所者費用徴収金、保育所入所者費用徴収金の収入でございます。節2児童福祉費負担金で3万4,400円が収入未済額となっておりますが、これは保育所入所者費用徴収金で、引き続き収納に努めているところでございます。

目2教育費負担金、収入済額672万6,980円で、中札内村と共同で設置しております指導主事に要する費用の半額を負担金として中札内村から収入しているものでございます。

款12使用料及び手数料、項1使用料、予算現額1億2,386万7,000円、調定額1億2,640万1,869円、収入済額1億2,328万369円となり、前年度比較4,534万8,534円の減となっております。前年度まで収入していた営農用水使用料を本年度より簡易水道事業特別会計と予算統合したことが主な要因となっております。

目1総務使用料、収入済額1,748万138円は、憩の家、老人保健福祉センター、ふるさと館等施設の使用料及び村有地使用料の収入でございます。

13ページ、14ページをお開きください。目2民生使用料、収入済額1,452万6,698円は、福祉の里総合センター給食部門利用料及び生活支援ハウス居室利用料の収入でございます。

目3衛生使用料、収入済額25万1,000円は、火葬場及び墓地使用料の収入でございます。

目4農林水産使用料、収入済額687万7,740円は、牧場入牧使用料の収入でございます。

目5土木使用料、収入済額7,778万2,293円。15ページ、16ページをお開きください。節1土木管理使用料の道路占用使用料は、北電とN T Tの電柱設置によるものが主なもので

ございます。節2住宅使用料は、公営住宅、特定公共賃貸住宅等の使用料で、312万1,500円が収入未済額となっております。内容は、現年度分2件、57万9,700円、過年度分10件、254万1,800円で、収納率は95.9%となっております。8月末日現在で55万700円が収納され、257万800円が収入未済額となっており、引き続き収納に努めているところでございます。

目6教育使用料、収入済額636万2,500円は、幼稚園保育料、延長保育料、特別保育料、こども園保育料の収入でございます。

項2手数料、予算現額884万3,000円、調定額、収入済額、同額の913万4,096円となり、前年度比較31万3,701円の増となっております。

目1総務手数料、収入済額192万7,350円は、戸籍住民票等手数料、自動車臨時運行許可手数料の収入でございます。

目2衛生手数料、収入済額713万4,246円は、主に一般廃棄物処理手数料の収入でございます。

目3農林水産手数料、収入済額7万2,500円は、農業経営基盤強化促進事業嘱託登録手数料等の収入でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長 長 説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 11ページ、12ページ、項2負担金、目1民生費負担金、備考欄の学童保育所入所者費用徴収金なのですがすけれども、ここのまず学童の利用者数を教えてほしいのと、あとこの年度から障害児受け入れを推進したと思うのですがすけれども、あわせて障害児の人数なども教えていただければと思います。あと、その下の保育園入所者も同様に教えていただきたいと思います。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 まず、保育所の入所でございますけれども、これは今8月で46名、学童保育につきましては74になってございます。

○議長 長 決算なので、前年度の実績でお願いします。

答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 3時38分 休憩

午後 3時41分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 失礼しました。

まず、学童の30年の人数でございますが、これは84人になります。あと特別支援につき

ましては、16人ということになります。保育所は58人、特別支援で3人という状況になってございます。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 まず、学童のところからなのですけれども、84名プラス16名ということではよろしいのでしょうか。その登録人数、当初の予算ではマックスで、キャパというか面積上76名がマックスと聞いているのですけれども、それ以上に月によって人数違う等あると思うのですけれども、このマックスの76名を超えたことはあるのでしょうか。

○議長 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 失礼いたしました。

ここの学童84名ということで、そこのうちの特別支援が16でございます。うちということで、よろしくお願いいたします。

70人の定員のマックスを超えたことは、若干でございますけれども、超えたことはあります。

以上です。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 76名マックスの人数を超えたことがあるということなのですけれども、それは行政的に許していいものなのかなというところなのですけれども、まず76名のマックスを超えたならば、保育園でいうなら待機児童と同じような扱いにしなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時59分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変失礼いたしました。

先ほどの答弁でございます。一応76名の定員でございますけれども、30年度で1日で76名以上は来ていない状況でございます。ですので、76名が最高ということでございます。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 マックス76名の中、1日の中で76名以上来たことはないということですよ。

○議長 長 宮永子育て応援課長。修正ですね。

○子育て応援課長 修正です。大変失礼いたしました。

76名の定員なのですが、今までの最高来て58人ということでございます。大変失礼いたしました。修正して、おわび申し上げます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 最高来て58名ということなのですけども、今の質問の中で、もし村とどんぐり福祉会の委託契約の中でマックス76名のところ、今回はマックスで58名だったということなのですけども、登録人数が84名いるわけですから、万が一76名を超えたときにはそういうのを受け入れられないとか、委託の整理というものはされていたのでしょうか。

○議 長 答弁調整のため4時15分まで休憩します。

午後 4時01分 休憩

午後 4時14分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 申しわけございません。

先ほどの答弁でございます。村としましては、76人は超えないということで、待機児童を生まないというようなことで法人との定めはございません。村が判断して、これを対応しているところでございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今の答弁の意味がよくわからなかったのですけれども、村の定めとしてというところがわからなかったのですけれども、私聞きたかったのが76名は超えない想定で考えていますよということで、もちろんその施設はマックス76名なのだから、どんぐり福祉会との委託の整理の中で万が一事故が起きても困るし、その施設の整合性ということで、万が一76名を超えることがあったらすぐ連絡してよとか、そういった話し合いはもちろん最初の当初予算の話のときにそういう話し合いをしているのですよねという確認だったのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変申しわけございません。

こちらのほうにつきましては、常に法人さんのほうともいろいろ連携、対応しながら進めてございますので、今おっしゃったとおり常に情報等を共有しながら対応させてもらっているところでございます。おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 関連質問で確認をさせてください。

今定員76名という中の押さえ方については、議員なりはある程度経過を協議の中で周知

していると思うのですけれども、もともとがあの施設、当初の容量、定員30名で3年生までということで、一般質問の中で改善を図るべきというご指摘をさせていただいて、閉会中の調査もさせていただいてということで、現状に鑑みてということで、この76名になったという経過は、少なからず学童の部分プラス子育て支援室を含んだ中の割り返しの分で76名という定員が出たと思うのです、実際に。それは、村の要領にも村民に対して明記している3年生、30名という前提があって、今度6年生に変えましたという中で、では定員はどうなっているのですかという不明瞭な部分をまずはっきりしなさいというのが指摘事項だと思うのです。よろしいですか。村が厚意的に76名を超えてもしんしゃくしますよという話ではないのです、現実的に。やっぱりそこは責任所在も含めてきちっと整理しないと、明確にしないとだめなのですよという今意見を申し上げております。太田議員も私も、そう思っているから言っているのです。それに対して、村としてどんぐり福祉会との多分委託契約なり管理契約なり結んでいる中で、当初の契約は多分私が冒頭で申し上げたとおりの内容の詳細は別にしても、そういう内容になっていると思うのです。だって、学童は学童で位置づけして契約しているはずです。子育て支援室は子育て支援で多分契約しているはずで、使うということで。その中で変わったのであれば、正規にやはり契約を結んでいるのですか。契約更新なり変更しているのですか。そうでないと、お互いにやりとりしていますよという話ではないのです。そういう世界ではない。そこは明確にきちっとしてくださいという指摘も含めて申し上げているところです。これはあくまでも、申しわけないですけども、加えてこれはあくまでも単なるどんぐり福祉会が学童保育をやっているという次元にとどまらないのです。基本的にやっぱり国のお金も入って、学童保育をどうするかという部分のお金も動いているわけです。それは、人数も含めてきちっと整理していかないと、基本的に76名の定員があって、84名の登録されているということを引用したというのは、それは今説明いただいたけれども、それが正しいか正しくないか、いま一度再考察しないと僕はだめな時期だというふうに思っているのです。それでないと、もとの話と同じになります。学童の、小学校3年生までの30名だということを暗黙のうちに70名入っているのと同じ話になってしまうから、そこは行政の責任においてきちっと明記しなさいということを今申し上げているのですけれども、その意見に対してどう、何とかいろんな部分で思いあると思うのですけれども、きちっとした釈明というか説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 この定員を超えることがありましたときには、親御さん方と十分その辺もお話し、協議させてもらいながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 親御さんと話をして進めるという話は、はっきり言ってありません、申しわけないですけども。ここは、行政として学童保育をどういうふうに、学童をどのよ

うな形で持っていくかという指針が問われているのです。親御さんと話して済む話では、はっきり言ってありません。村の姿勢をきちっと示して、どんぐり福祉会に業務委託するなりなんなりするという形を明記しないと、責任の所在が不明確ではないですかと申し上げているだけなのです。親御さんの話ではないです。そこを勘違いしないでください。もう一度説明をお願いします。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 大変失礼いたしました。

今おっしゃったとおり、これを村としましてその部分をしっかり明確に対応しまして、福祉会のほうとも対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 そこまでご回答いただいてありがたいのですが、しっかりした対応という部分の思い、どういう形でいくのか。契約行為を含めて、委託契約を含めて、きちっと整理するのか、その点いま一度説明願います。

○議 長 宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 今の含めまして、安村議員おっしゃった中でしっかり整理して対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 確認だけさせてください。

15ページ、16ページの目6の教育使用料の関係で確認させてください。備考欄の一番下にこども園の保育料の関係の、これは実績ということで328万5,250円ということの実績になったということでございますけれども、私途中経過で多分補正組んでいると思うのですが、聞き逃したかもしれないのですが、当初予算が多分55万2,000円で組んでという形で、実績がこのような形になっていますけれども、その内容についていま一度、申しわけございませんけれども、確認の意味で内容説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時32分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮永子育て応援課長。

○子育て応援課長 申しわけございません。説明申し上げます。

保育認定になる2号、3号が10名になったことによりましてのことでございます。保育

認定になる2号、3号が10名になったということによっての内容でございます。

当初は1号、5名と、2と3号ということでございますけれども、これが保育認定になる2号、3号が10名になったということでの状況でこのような内容になったということでございます。

以上でございます。

○議長 長 それで、もう少し1号と2号、3号の違いで、どうしてそうなることによって変わってくるのかという、その説明はできないですか。ただ2号、3号がふえたからですだけでは、説明にならないです。だから、その辺も含めて、こういう理由なので、ふえたからこうなるのですよという、それがないと説明にならないので。

(「議長、もう一回確認させてください」の声あり)

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今制度変わって2号、3号になったからという単純な説明でなくて、今年度の31年度というか令和元年度の、例えば副食費の関係だとか、いろんな部分絡んでの話だったら、多分減免されたら徴収が減るという形になる可能性もあるし、何かいろんな部分で解釈できるので、2号、3号になったという説明ではなくて、基本的に55万2,000円の当初計画だよ。それが当初計画が1号が5名いたよというのはわかりますけれども、議長が補足してもらったように、どういう形で2号、3号になったからこの分の、いわゆるカウントしているのは保育料ですよ。保育料にカウントして収入受けているわけだから、その分の動向を説明していかないと、逆に2号、3号になったら我々の今までの説明だと減免される可能性が高いという話しかとれないから、もう少し具体的というか、内容をきちっと説明。概略でいいですから、1円、10円までいいですから、きちっと説明していただきたいと思います。

○議長 長 答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 4時36分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

西海副村長。

○副村長 答えいたします。

子ども保育料に関してでございますが、まず保育料の考え方について改めてご説明させていただきます。先ほどから1号等と申し上げていますのは、まず1号は3歳から5歳で保育の必要のない方々、2号は3歳から5歳で保育の必要がある、3号はゼロ歳から2歳で保育の必要があると。当初予算では、1号認定の方が5名、2号、3号合わせて5名ということでございました。補正後、1号認定が5名、2号、3号が10名にふえております。この2号、3号は、当初予算で5名計上しておりましたが、実績に基づいて2号、3号、

10名で追加補正した経緯がございます。この2号、3号は保育が必要な方々であり、そもそも保育料が高いということになっております。かつ追加した5名の方々、後からふえた2号、3号の5名の方は所得も多いという方々でしたので、負担料が単に人数がふえたよりも割り増しの、割り増しのとおかしいですけれども、額としてはふえ方が大きいという状況でございました。

以上です。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 お伺いします。

健康増進室の使用料は、どこに入っているのかお聞きしたいと思います。金額もわかればお願いいたします。

○議 長 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康増進室の使用料は、福祉の里総合センター使用料の中に、14ページの中に入っております。額は、少々お待ちください。分類していないので、すぐ持ってきます。

○議 長 答弁調整のため暫時休憩します。

午後 4時47分 休憩

午後 4時49分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

安部保健福祉課長。

○保健福祉課長 健康増進室ですけれども、半年券、3カ月券では61名で14万9,500円、1回券で450名の4万5,000円というのが健康増進室の収入となっております。

以上です。

○議 長 そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

◎休会の議決

○議 長 お諮りいたします。

議事の都合により、9月13日から9月16日までの4日間、休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、9月13日から9月16日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎延会の議決

○議 長 再びお諮りいたします。

本日の会議は、これにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議 長 本日は、これをもって延会いたします。

(午後 4時51分延会)